

午前 10 時 3 分 開議

議長（巴里英一君） ただいまから平成 10 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 18 番 上山 忠君、19 番 角谷英男君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 9 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 5、泉南監報告第 14 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 4 件を一括議題といたします。

本 4 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 和気 豊君。
監査委員（和気 豊君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから平成 10 年 5 月、6 月、7 月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 10 年 5 月分は 7 月 1 日に、平成 10 年 6 月、7 月分は 9 月 3 日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

議長（巴里英一君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2 番（小山広明君） 今、議会選出の和気監査委員から御報告がございましたんですが、議会の中でも議論になっております徴収率の問題について、監査報告でいきますと、予算額に対しての収入額ということしか載っていないわけなんです。調定額というのは実際の課税すべきボリュームであると思うんですが、それに対して徴収率が大変悪いということで、この分では予算そのものがかなり抑えた金額になっておりますからなかなか見てもわからないんですが、監査委員としては、そういう監査報告の中で調定額

に対してどうかというようなものを議会に報告する必要があるのではないかと思っておるんですが、監査委員のお考えをひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、単に徴収率が悪いということの原因で、さきの議会の中でも議論がありましたが、税の方のチェック体制なりそういうものが十分でないように思われるんですが、監査委員としては、その点についてはどのような監査をされてのお考えを持っておるか、またどのような指示をそういう面についてされたのか、御報告いただきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 和気君。

監査委員（和気 豊君） お答えを申し上げます。

5、6、7と監査をやっておりますので、7月分について少しごらんをいただきたいと思うんですが、この中の市税収入状況調というのがあります。

ここでは、ごらんになったら一目瞭然なんですけど、予算現額の次に調定額というのが書かれています。予算額はこれだけだけれども、調定額はこれだけだと。言われるように、調定額がかなり下回っております。そして、当然これは収入として入ってくるべき実際上の額でありますから、予測ではなくて、実際上の調定した上での額でありますから、それに対する収入割合、収税率というものを見ていかなければならない、当然のことです。その表の一番右側末尾に対調定額に対して幾らかと、こういうのが出ております。常にこの数字をもとにして、実際上の収支がどうなっているのか、こういう立場で監査をいたしております。

それから、確かに9年度の決算では83.6%、市税収入の収税率がそういうふうになっています。2.7%平成8年度よりも落ち込んでいる。大変な状況に立ち至っている、こういうことについては、過日からの議会の論議で議員諸氏からもお示しをされているところであります。

この点については、私は、まず1つは、徴収の方法だけではなくて、課税客体の現在における実態、この把握をまずつぶさにする必要があるのではないかと、こういうことを指導しています。コンピューターに入力している課税客体の実態などについては、まだまだ階層別あるいは収入別、こういうことで、きっちりと階層別についてはどうなのか。今特に中小企業や地場産業における業者の皆さんの現状というのは非常に厳しいものがあり

ますから、その辺がどうなっているのか、やっぱり数字の上できっちり把握できないといけないのではないかと、こういうことで、せっかくコンピューターという武器がありますから、それに入力してその状況をつかんでいく、そういうプログラムを事前につくっていく必要があるのではないかと、こういうふうなことなんかも指導しています。

同時に、その上に立って、課税客体がどれだけ、特に中小企業や農家の皆さんが収入、実効を上げるような措置をとっていかれるのか、こういうことについても行政として十分に具体的な施策の上での援助をしていく、そのことによって課税客体の収税効果を上げていくと、こういう必要があるのではないかと、こういうことで従来から議会で理事者側が答弁しているそれに付加して、そういうことも具体的に指導をしているところであります。

以上であります。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 丁寧な御説明、ありがとうございました。

我々一般には、だれが納税していないかというのは市民にはわからないわけで、ただ市職員はすべてそれを知っとるわけですから、やはり税が払えないのであれば、払えない手続もあるはずですので、そういうものがなされないというものにもろに数字として出てくると私は思うので、やはり払えなければ払えないでちゃんとした手続をすることも含めて、やはりぜひ指導をしてもらいたい。そういう手続もほとんどされておらないのではないかなと、ただたまってそのまま数字で徴収率が悪いという形で出ておるように私は感じられる。そういう説明がございませんから、そう感じざるを得ないわけではありますが、すべて知っている市職員に対しては、やはり税が納められないことについては、ちゃんとした指導をして法的な手続をして、そういう徴収率というものにあらわれないようなきちとした処理をぜひ御指導いただきたいと思います。

こういう分野については、我々にきちとした情報がほとんどないので、余り具体的な質問なり意見は申し上げられませんが、そういう点でひとつ監査委員の方は大変御苦労でございますけれども、徴収率が上がるのが市への納税に対する信頼も確保できるわけでもありますので、よろしく願います。意見にしておきます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 若干小山議員と関連いたしますけれども、もう少しちょっと細かい点について、若干お聞きしたいと思います。

きのう真砂議員からも質問ございましたように、収税率の問題について、約30億円が空港関連からの収税でございます、これは100%の収税率になるわけでありまして。

どうも収税率が今おっしゃられたように83.6%で2.7%減という形で報告を受けましたけれども、この30億円の課税客体、空港関連分を除いた場合に、80%を割るという当局の答弁がございましたけれども、現実にはどのような数値になっているのか、それが大阪府下、それから全国でどのような位置にあるのか、わかっておりましたらお答え願いたいと思います。

特に危機的状況で収税率が全国的にすごく悪いと。国民健康保険についてもかなり悪いと。それが一般会計からも支出されておりますので、その辺の問題もございまして。和氣議員がおっしゃられましたように、階層別の分析とか、それは不可分だと思っておりますけれども、その辺は行政に対する指導がどのようになされているか、あるいは行政がそれにこたえてどのように今後対応されようとしているのか。公債費につきましても、2年後かなり義務的経費の中で公債費の比率も急上昇してくると思われ、思うに人件費の方も大きく減少するという傾向はございません。

相対として見まして、支出は伸びていると。義務的経費は伸びている、収税率は最低であると、この構造が一向にここ五、六年変わらないと。井原議員でしたか、早いうちに手当てをしなければというふうにおっしゃられましたけれども、私はもう四、五年前から指摘させていただいて、小さな傷口どころではなくて、もう大きな傷口がかぱっと開いているというのが現状だと思います。このまま推移いたしますと、平成15年あたりに本当に破産するんじゃないかという懸念を持っておりまして、その危機を何とか打開するための監査委員としての一番妥当な有効な方法が何かございましたら、あるいはそれにしたがって行政……

議長（巴里英一君） 北出議員に申し上げます。月例報告でございますので、特別委員会が後ほど設置されると思います。そこで詳しい話については、数字も出てくると思いますので、簡潔にお願いをしたいと思います。

21番（北出寧啓君） わかりました。難問を申し上げますが、

答えられる範囲でお答えいただければ幸いです。

監査委員（和気 豊君） ただいまの御質問ですが、9年度決算に立ち入る問題もあります。そして、私には到底お答えできない行政分野にかかわる問題、特に最後の質問等については、大いにそういう嫌いがありますから、答えられる範囲においてお答えをしないと、こういうふうに思います。

これも決算にかかわる問題であります。9年度のいわゆる収税率の問題であります。現年分のうち空港関連分収入、これがお示しのよう32億3,000万何がしかがあります。収税率は99.8%、これを差し引きますと収税率が78.02%、こういう数字になります。これは他市との比較でいきますと、10%前後の低い徴収率になっている。大阪府下では最低であります。全国の数字については、9年度決算については、まだ全国的な数値が出ておりませんので、答弁はこれまではできません。また改めた席でお答えをしてみたいと、こういうふうに思います。

それから、国民健康保険については最低ではありませんが、やはり下位のランクに甘んじていると、こういう状況であります。この点については、応益割分についての比率が非常に高い。低所得者に対する負担が非常に国税体系のあり方からそういうふうになっていて、払いたくても払えないという層を多く生み出している。この辺を根本的に改めてほしいと、こういうことをかねがね監査のたびに指摘をしているところであります。

そして、いわゆる義務的経費の伸びが高くなって、収入に比してそれがどんどんふえてきている。この原因については、まさに泉南市の財政の問題点であろう。この公債費の伸びを、9年度でいけば21億になんなんとする公債費の伸びを生み出しているその主たる原因、これが大型投資、ここにあるのではないか。この辺の方向転換、大型投資をどう抑制していくか、ここにめっこを入れない限り、泉南市の財政を収税率の向上とあわせて安定した状況に置くことはかなわないのではないかと、こういうふうに考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成9年度各会計決算認定20件を除く他の議案につきましては、いずれ

も会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成9年度各会計決算認定20件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。専決の理由でございますが、平成9年度老人保健医療費概算交付金及び審査支払手数料概算交付金の確定額が決定された結果、平成10年5月29日をもって超過額1,441万2,000円の返還が生じたことにより、平成10年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分したものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出でそれぞれ1,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,785万円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、7ページから8ページに記載しているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 大変膨大な予算でございますが、老人になるまでこの

保険というのはなかなか理解しにくいんじゃないかなと思うので、大変失礼ですが、この老人保健の基本的な枠組みとか位置づけというのを御説明いただきたいのと、この1,441万2,000円の分を返すという説明でございますが、その理由ですね。医療費が減ったということかなとは思いますが、その辺の内容についても御説明をいただきたいと思います。

それから、これは一般会計からも繰り出しをしておると思うんですが、国民健康保険について連動しておる保険だと私は思うんですけども、どんどん老人の率がふえてくる場合に、この老人保健というのは一般会計からも繰り出しおることもあるんですが、財政的にどういう問題が今後起こってくるのかということもありましたら、そういうこともひとつできたら御説明をしておいていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 小山議員御質問の老人保健医療、その特別会計の補正予算ですけども、その基本的枠組みあるいはその位置づけということですね。それについて御答弁申し上げます。

まず、この基本的枠組みですが、この老人保健特別会計につきましては、70歳以上の老人に対しての老人医療——自己負担分ですけども、それを無料にするという制度でございます。ただ、この制度がいつから制度化されたかというのはちょっと頭の中にありませんので、その辺は御容赦願うといたしまして、位置づけにつきましては、やはり老人については、当然所得なんかが少ないということがありまして、その辺の老人医療について、年をとってくると医療費も高くなっていくということもあり、その辺で老人については医療無料化が実施されていると、このように理解しております。

それと、返還の理由ですけども、この老人保健の特別会計につきましては、今答弁しましたように70歳以上の老人の方々についての老人医療の無料化ということです。そして、その財源といいますか、医療費に対する歳出ですね、それに対する財源といいますのは、支払基金から10分の7、それから国から10分の2、そしてあと府が残りの2分の1、そして市が残り2分の1という形で、この特別会計についてはそれぞれ運営されているというところでございます。

そして、この老人特会を毎年決算をするわけでございますけれども、市

の一般会計からの繰り入れをしていただいているんですけども、それにつきましては、毎年決算額というのがあらかじめわかりますので、それは毎年あらかじめ決めた額で繰り入れをしていただいているんですけども、国あるいは支払基金、あるいは府といいますのは、ある程度概算で交付されます。概算で要求するわけですけども、そういった中で、5月の末に医療費が確定された後に、国・府あるいは支払基金の交付金というのが確定しますので、当然その段階で不足が生じたり、あるいは超過が生じたりすることがございます。そういった中でこの返還金が生じてくると、こういうこととございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それとあと、この一般会計からの繰り出しを——特会からでは繰り入れですけども、これを継続していくについて、財政的にどういう問題が起こってくるかという御質問であったと思います。これにつきましては、これから少子高齢化ということになっております。ですから、どうしても老人にかかる医療費というんですか、それが増嵩してくるだろうということも一方では危惧されてるところでございますけれども、昨年ですか、この医療費につきましては、例えば今まで1,000何ぼだったのが、毎回500円を月に4回という形で自己負担分がある程度上がって強化されているということもあります。今後、こういったところ辺の見直しというのがある程度なされてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） そういうことで、一番財源の大きなのは支払基金からの財源だと思うんですが、この財源というのは、国民健康保険として払っているものが100%財源と、こういうことなんでしょうかね。そして、恐らくこれを返還するのは、医療費が下がったからだと思うのですが、そうすると比率でこれは国、府、市が負担をしてるとなると、市へも返還の対象にはならないんですか。その辺を御説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 御答弁申し上げます。

まず、支払基金の交付金の件でございますけども、これにつきましては、国民健康保険と社会保険、両方から70歳以上の老人がどれぐらいおられるかというところ辺も計算しまして、それが拠出金という形で支払基金の

方に入ります。それが今度老人特会の方に支払基金交付金という形で交付されているという制度でございます。

それと、今の返還金の話で、市からも返還金があるのではないかという御質問でございました。これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、市から、すなわち一般会計からの繰り入れですけども、それにつきましては、ある程度毎年決算額が事前にわかりますので、市の負担分については、それは決算と同額の形で一般会計から繰り入れという形で措置をしておりますので、毎年翌年度に繰り越して返還金という額は生じないということで、こちらは操作しております。

そして、あと国とか府につきましては、当然不足額が生じた場合にはもらいますし、あるいは超過になったら翌年度に返還する。その返還額が翌年度の繰越金という形で出ていくんですけども、そういった形で措置をしていると、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） かなり膨大な返還金が出ているわけですが、この返還金、ちなみにこれにかかわってどれぐらいのお年寄りの方が対象になっているのかですね、減ったのか。この額の減りによってですね。こういうのはつかんでおられますか。

議長（巴里英一君） 石橋課長。

健康福祉部高齢者福祉課長（石橋康幸君） 和気議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成9年度に医療証を交付した人は4,862件です。一応その方々が受給されたと。そして、その中で支払基金あるいは国庫負担金等に返還が生じたために返還をさせていただくということでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私の質問が的を射てなかったのかわかりませんが、70歳以上の老人医療の無料の医療券を交付されている方が4,862件と。その方はわかるんですよ。ただ、これだけ減額になったわけですから、かなりの方が医療機関に行かれなくなったと、こういうふうと思うんですが、その辺はつかんでおられますか、人数で。實際上医療機関から足を遠のかせたお年寄りの数というのは、この額に見合うその数とい

うのはつかんでおられますかと、こう聞いたんです。

議長（巴里英一君） 石橋高齢者福祉課長。

健康福祉部高齢者福祉課長（石橋康幸君） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

4,862件の方に医療証を交付さしていただいて、そのうちどれだけの方が医療機関に行かれたかというのは、ちょっとつかんでおりません。ただ、支給件数として年間9万3,240件の支給をさしていただいております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） これは去年の9月の医療費の改定、私どもは実際上お年寄りを医療機関から遠のける改悪だと、こういうふうに思ってるんですが、事実上やはりこれだけの返還減額が生じていると、こういうことですから、何人かのお年寄りが医療機関から足を遠ざけざるを得なかったと、こういうことはもう明らかだと思んですが、さらに今、診療報酬の問題でこの10月から大変な状況が生じようとしていると、こういうことで、お年寄りいじめの医療費の改悪の第二段とも言うべき問題なんですが、ついこの2年間の間をとって見ても第二段と、こういうことになるわけですが、この関係でいわゆる療養型病床群に移行する、こういう病院ですね。全体の病床数でもいいですから、どれだけが一般病床から療養型病床になるのか、その辺つかんでおられればお示しをいただきたい。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず最初に、この老人保健特別会計の中で返還金が生じてきているということで、その医療費の問題等も御質問があったわけでございますけれども、老人保健特別会計の医療費の総額あるいはその会計の総額といたしましては、平成9年度、これにつきましては平成8年度より増額と、ふえております。そして、平成8年度よりも支出済み額でトータルベースですけど、2億3,100万増額ということになっております。ですから、昨年医療費の改正で確かに老人の方々が病院とかあるいは診療所の方に、自己負担がふえたということもあってある程度回数が少なくなっている、それがどれぐらい影響額があるというところら辺については、我々はつかんでないところでございますけれども、

ただ平成8年度と比べますと2億3,100万円余りの額がふえていっているということになっております。

それと、今議員御質問の今回の10月の診療報酬の改定で、長期入院患者用の療養型病床群を転換していったる医療機関という御質問だったと思います。これにつきましては、一般質問の中でもたしか答えさしていただいたと思うんですけれども、現在泉南市内の病院では7病院中の5病院が一般病床を一部療養型病床群に転換すべく申請中あるいは計画中であると、このように聞いております。

そして、具体的には隣の野上病院さんが103床であるとか、あるいは堀さんが35床であるとか、そういった数字ですね、一般質問の中で御答弁さしていただいたと、このように理解しています。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 昨年9月の医療費の改定、非常にお年寄りのは酷な改定であったわけですし、それから大阪府がこの11月から老人医療の助成制度を改悪をすると、こういうことで、来年になれば2,800万からの影響は、市が補てんしなければお年寄りに出てくると、こういうことになるわけですね。

そして、今回はもちろん医療機関をこの10月からの診療報酬の改定では、實際上国のそういう法改正の措置に従わなければ、診療報酬は65歳以上のお年寄りを6カ月以上長期に入院をさしておれば2,500円になってしまう。従来の3,600円から7,160円の診療報酬が2,500円に切り下げられてしまう。そういうことで、一般病床596——新しく申請されているところもありますけれど、市からいただいている資料では一般療養型病床群371床、これだけがふえると。すべてこれが一般病床の減少ということにはつながりませんが、やはりこの370床に近い数が療養型に変われば、たちまち泉南市の医療は、一般病床に行かれる方、急病でいわゆる初期診療で病院に行かれる方、これがもう療養型でお年寄りがそこにずっと長期で滞在されておられるわけですから、こういうところへは行けない。また、そういう一般の病床で来られた方を診れば、診療報酬の関係で全然間尺に合わない。だから診れないわけですよ。一般疾病で来られた方を見れなくなるわけです。

こういう大変な事態に対して、このままこれを放置をされていくのかどうか。何らかの手を打たなければ、泉南市のいわゆる疾病対策というのは、医療行政というのは、ほんとにその根幹が崩されると、こういうことになってくるように思うんですが、そういう点で事務的な答弁は谷さんで結構ですから、基本的な構えの問題としては、ひとつ市長からも御答弁をいただきたいなど、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） けさのテレビのニュースをちょっと見てますと、厚生省はどちらかという、方向としては療養型をふやしていくという政策であるということが伝えられておりまして、それも全国的に見れば非常に格差があるということなんですが、我々泉南市の方も一般質問でもお答えしましたように、療養型に切りかえていく病院あるいは病床がふえてきておるということでございまして、このあたりは御指摘のように、ある意味で療養型をふやさなきゃいけないというこれからの高齢者福祉の中で1つ柱としてはあると思うんですが、余りそちらに転嫁しますと、御指摘のように一般病床の部分というのが非常に窮屈な状況になってくる、あるいは不足ぎみということになってくる可能性がございます。

これは非常に新しい制度でございますので、これから原課に対しましても十分そのあたりの効果と、それから弊害の部分ですね、このあたりを十分分析をさせたいというふうに思います。それによって、当然大阪府の方にもこれらの対応についての泉南市としての考え方を申し上げていかなければいけないというふうに思っております。新しく出てきた問題でございますので、少し時間をいただいて十分議論をしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 確かに、泉南市は市立病院を抱えていない関係もありまして、診療報酬のあり方とかそういうことには、言葉は悪いですが、ふなれといえますか、余り関心を平生行政の中で位置づけが薄いというふうに思うんですが、そういう点で他市の市立病院を抱えているところ、あるいは町、村営の病院を抱えているところでは、早くから今日を予測して対応して、今いろいろな施策をそれなりに財政をにらみ合わせながらやっ

ていると。泉南市は残念ながらこれからということなのですが、喫緊の課題ということで早急に対応をお願いをしたいと、こういうふうに思います。御答弁をいただいて、もうそれだけで終わります。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 問題提起していただいた部分は、当然もっともなお話だというふうに理解をいたしております。先ほど御答弁申し上げましたように、十分そのことに留意しながら分析をし、また府にも申し上げていきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第2号 平成9年度大阪府泉南市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第2号、平成9年度大阪府泉南市一般会計継続費精算報告書について御説明を申し上げます。

住宅改修事業及び住宅建設事業につきまして、平成7年度から平成9年度までの3年間の継続費を設定し事業を進めてまいりましたが、その事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をいたすものでございます。

議案書11ページをお開き願います。住宅改修事業の総事業費は11億3,860万2,826円、住宅建設事業の総事業費は8億911万5,485

円でございます。

まず、住宅改修事業についてでございますが、市営前畑、宮本住宅における1部屋の増築工事等の事業で、平成7年度に前畑1号棟、宮本1号棟を施工し、平成8年度に前畑6号棟及び前畑7号棟を、続いて平成9年度に前畑5号棟、宮本5号棟を施工いたしました。

次に、住宅建設事業についてでございますが、市営前畑住宅にA、B棟の2棟32戸を建設する事業で、平成8年度に前畑A棟を、平成9年度に前畑B棟を完工いたしました。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） ただいま御説明をいただいたのですが、これだけの数字が年度ごとに計画と実績であらわされて、比較されておるわけなんです。中身の数字を見ると大変大きな差がございます。この差がなぜ起こって、財政に与える影響がどうかということを私は説明していただきたいと思うんですね。そのことがこの報告の主ではないかなと思うんで、その辺の説明が全然ないのでね。一般財源が大幅に減っておりますし、他方地方債が大幅にふえておるといふ問題があるので、どういうことでこうなったのか、この説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 理事者答弁を求めます。伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 小山議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

一般財源が、全体計画、実績、比較がございますけれども、その数値が減ってるということですね。それで地方債、起債の方がふえてるということなんです。これは当然補助金等の申請段階で国庫補助——事業には補助事業の対象事業と対象外事業というのがございまして、それに係る一般財源的なものもございます。当然、補助対象外、国庫補助の中におきましても、国費がついてあとは一般財源等がございますので、要するに一般財源の中で補助対象外事業も含まれますけれども、その分につきまして府の方で新たに申請もし、また府の貸し付け等をいただいたということもございまして、当然縁故債等々も発行しておりますので、当然一般財源が縮小さ

れまして起債関係、地方債ですね、これが増額になったと、数値の上でそういう結果が出たということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 今あなたが説明したのは一般的な状況だろうと思うんですが、これについてどこがどうなったのかというのは、大きな金額の差ですのですね。それから財源に与える影響もあると思うんですね、それだけ借金がふえとるわけですから。本来、計画段階では、一般財源を入れて、国の補助をいただいて、そして借金をしたと、こういうことでしょう。当然それだけの一般財源手当てはしてあったわけですから、それが減ったからそれはそれでいいんですけどね、その分今度は起債がふえるわけでしょう。ふえとるわけでしょう、これ。

あなた、府の方の縁故債云々というのもあったんで、この縁故債というのは国府支出金、これはいわゆる補助金、もらうお金ですね。じゃ、地方債の中に縁故債が入ってるということなんですか。縁故債と一般の地方債とはかなり構造が違うと思うんですね。じゃ、その辺は縁故債がどれだけあって、いわゆる一般に言う地方債がどれだけあるか、それが今後の財政にどう影響を与えるのか。一般財源で出す予定のお金というのは、一体どういうふうに対応したのか。基金を引き出して事業をしておりますからね、一般的には。下の方の建設事業で1億3,000万、それから改修で1億4,000万、一般財源が減ったわけでしょう。その減ったのはいいんですけども、地方債がふえておるわけですからね、そういう点で財政的にはどうなのか。いいと評価していいのか、いや悪くなったと評価していいのか。縁故債が入っておりますからなかなか地方債の中身が見えませんが、その辺の説明をしていただきたい。

一般的な話ではなしに、じゃどこの部分が補助対象外で——補助対象外というのは、いわゆる一般財源でやらないといけないんでしょう、補助対象じゃないわけですから。起債もつきませんわな、もちろん。縁故債はつくんかどうかわかりませんが、当初これは補助事業と思ったんだけども、単独事業がふえたのか減ったのか。私、この構造を見たら単独事業が減ったんじゃないかなと。初めは単独事業でやれると思ったのが補助事業に組み入れられたんじゃないかなと思うんですね、この構造からいえば。そこは

もう少しこの事業に限定してきちっと説明をしていただきたいと。一般論はいいですよ、いろんなことで変更する一般論はね。この事業については、どの部分がどうかというのを説明していただきたいと思います。そして、もちろん今後の財政にはどう影響するのか。

議長（巴里英一君） 理事者の答弁求めます。大前総務部次長。

総務部次長兼財政課長（大前輝俊君） 一般的ということですが、継続費、今回残高といたしまして9,700万円ほど結果的に残ったということです。それにつきましては、平成9年度の不用額ということで、結果といたしまして基金の取り崩しとその分少なくなったということになります。

そして、縁故債ですが、ちょっと今資料を持ち合わせてないんですが、9年度分につきましては1,740万円、これは日本生命から借りております。1.72ということです。一般の縁故債につきましては2.3ということです。1.72ということで、少し割安に借りているということです。

以上です。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

補助対象事業の内訳という御質問であったかと思うんですけども、補助対象事業につきましては、改修工事、これは工種というんですか、その工事の内容によって補助採択の可否があるということです。増築部分につきましてはおおむね全額補助の対象ということでございます。

それと、建設工事につきましては、標準建設費、これは1戸当たりという算定の仕方なんですけれども、それに特別加算が加味されまして、補助対象ということでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） あなたが補助事業にならない部分もありますしという説明をしておられましたから、この事業に限ってはどの部分が補助対象にならなかったのか、それは当然一般財源で埋め合わせなけりゃいけないでしょうと。しかし、この構造から見ると、一般財源の方が少なくなっておりますからね。恐らくこの数字から見れば、初めは単独事業だと思ったのが、補助時期になったんではないかなと、こう読めるんですよ。だから、そうであればそれはどの部分であったのか。そういう具体の説明をし

ていただかないと、一般論で言われてもちょっと困るんですね。

今の説明でいえば、ほとんど当初の予定どおりすべて補助事業でやれたというように、答弁はそうあったんですけど、そうするとさっきの答弁と矛盾するわけですから、そうすると一般財源がなぜ減り、地方債がなぜふえたのかと、その部分を御説明をいただきたい。

それから、1,740万円だけですか、縁故債は。それは日本生命から借りておるといふ報告でしたですね。それだけが縁故債なのか。今の答弁はそういうことですから、そうだと思うわけですが、それでいいのでしょうか。

それから、不用額になったから基金の取り崩しが少なくなりましたという答弁ですが、一たん予算を上げておいたら基金を取り崩すわけでしょう。そうしたら、それは基金に振り戻す予算措置をしないと基金に入らないでしょう。そうじゃないんですか。一遍予算で基金から取り崩す予算を上げとるわけですからね、不用額になったら何ぼ基金に入れたというそういう予算措置をしとるわけですか。

議長（巴里英一君） 大前総務部次長。

総務部次長兼財政課長（大前輝俊君） 先ほど縁故債のことで1,740万と答弁いたしました、ちょっと7年、8年については資料を持っておりませんので、9年度ということで1,740万日本生命から借りております。そして、基金につきまして、一応予算ベースでは公共、公債を入れまして平成9年度は8億2,500万組んでおりましたが、最終の決算では実際9,700万余りについては差し引きいたしましたので、基金の取り崩し額がその分少なくなったということです。

以上です。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 当初、補助金の申請の段——これは当然国庫補助なんですけれども、その補助金の申請の段におきまして、補助対象外という形でつかなかった分があるんですけれども、それは府の方という御相談もし、協議をさしていただいた中で、一定の府の補助もいただいたという経過の中での財源更正的に一般財源の方が減額ということになったかと考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 説明は大変一般論で、担当者がかわったから報告でしか答弁せざるを得ないと思うんですが、やはりこういう場合にはこれだけ地方債がふえた決算——ある意味の決算ですね、出とるわけですし、一般財源が減ったという報告ですから、どの部分でどうなったのかという大きなものについては、議会にきちっと報告してもらいたい。あなたの言うのは、単なる一般論ですよ。そういうことは普通どこでもあるでしょう。それは1円でもそうだし、10億円でもそうですからね。ちゃんとこの事業に限って、この部分が補助採択になったんだと、またこれは地方債、要するに起債になったんだと。これは一般財源が減りましたから、後年度で負担がふえるわけですね。その分はこうなんだという、そういう説明をきちっと、これからは具体的にわかるようにしてもらいたい。担当がかわった場合には、特にこういう報告については前任の方とよく打ち合わせをして、単なる一般論で答弁をしないようにしていただきたいと思います。意見にしておきます。

議長（巴里英一君） ほかに。——和気君。

13番（和気 豊君） 3年間かかってこの事業が完結したわけでありませうけれど、この事業の完結によって一般の公営住宅——市営住宅に限りますが、市営住宅とそれから同和向け住宅ですね、これの数はどういうふうになったのか、1点お示しをいただきます。

それから、住宅建設事業の方ですが、8億900万のこれだけの事業費を費やした住宅建設事業であります。これは前畑の老人向けA棟、B棟と、こういうふう理解していいんですね。そうですね。

これについては、結局1戸当たりどれだけの建設事業費になったのかですね。1戸当たりどれぐらいになったのか。それと、現在この住宅、総数で32戸だというふう聞いておるんですが、全部埋まっているのかどうか、この点についてもお示しをいただきたい。

それから、財政への影響、今も小山議員の方からお尋ねがありましたけれども、公債費への影響ですね。これは2.3%の年率で借り受けていると。縁故債はもうちょっと安いんでしょうけれども、トータルいたしますと、大体公債費に対する影響ですね、どれぐらいになるのか。私ざっと2.3で計算いたしますと2,000万ぐらいになるわけですが、正確にこの

額についてもお示しをいただきたい。毎年、元金は別にして利息だけで2,000万円近い公債費への影響と、こういう数字が出てくるわけですが、その辺についてもお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 和気議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

住宅の現況というんですか、一般と同和向けの戸数的なことのお尋ねであったかと思えます。一般住宅につきましては、戸数からいきますと90戸ございます。それと同和向け住宅におきましては、前畑で248戸、宮本で96戸でございます。当然、A棟で16、B棟で16でございます。

それと、前畑A棟、B棟に係る建設事業、1戸当たりの経費というんですか、費用がどれくらいであったかという御質問であったかと思えますけれども、おおよそ1戸当たり2,500万程度の費用となっております。

以上でございます。

〔和気 豊君「抜けてる、抜けてる」と呼ぶ〕

事業部建築課長（伊藤 操君） （続）申しわけございません。答弁漏れがございます。

A棟、B棟の入居の状況につきましては、現在A棟で9戸、B棟で10戸、計19戸が入居されております。今現在、募集期間中ということもございまして、審査中の申請も含めまして近々に四、五戸の入居が予定されております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 大前総務部次長。

総務部次長兼財政課長（大前輝俊君） 先ほどの金利の件なんですが、一応2.3と申しますのは、指定3行ですね、泉州、住友、大和、それにつきまして縁故債を2.3で借り入れたということなんです。そして、今回1,740万につきましては、日本生命から1.72で借り入れたということなんです。ほかの起債につきましては、政府債ですので2.0で借りれてます。したがって、1,700万程度になるのじゃないかと思っております。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） これでさらに同和向け住宅と一般住宅の差が広がっ

たと、こういうふうに思います。

今、泉南市域を見ましても非常に住宅難、そういうことで、8万から10万円という賃貸マンションに入居せざるを得ないような、そういう若者たちの状況というのが今出ているわけですが、ここについては家賃が非常に格安と、これに比べれば4分の1程度、こういうことで、にもかかわらずこの入居が現在19戸で、予定の4つを入れても9戸ほど余る。これは入居の仕方については、募集の仕方については、我々がこれを認定したときには、いわゆる十分に需要予測が立った上でやっているんだと、むしろ少ないぐらいだと、この32戸で。もっと財源があればもっとふやしてあげたいんだと、こういうような話もされたわけですが、それと同時に老人向け住宅ですから、我々の認識の中には、そしてあの2月の認定した臨時会のやりとりの中でもありましたように、あくまでもこれは老人向け住宅ですねという確認があったわけですね。

ところが、入居者を募るがために、要請するがために、入居のあり方が変わってきてるでしょう、途中で。65歳を55歳に切り下げてやってるでしょう。これは老人向け住宅ということで我々を理解させようと思っても、それはちょっと無理な話だというふうに思うんですよ。それまでして募集して、まだなおかつ予定も入れても9つの空き家がある。一体当初の需要予測はどうやったんかと、こういうふうに思うわけですが、その点についてのみ限って御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） A棟、B棟は、先ほど御報告さしていただきましたように、まだ空き家が先生御指摘のとおりございます。

ただ、今回第4回目の募集、今現在期間中でございますけれども、結果におきましてこういう数字が出てきておるんですけれども、我々としりても鋭意努力しまして、近々に満杯に持っていきたいというふうに考えております。

それと、募集の基準の変更、先生御指摘のとおりなんですけれども、公営住宅法からいきますと、50歳からが一応老人向け住宅という位置づけ——法的にですよ。そういうあれがございますので、その辺の状況の中で臨機応変に55歳まで下げさしていただいたということで、御理解いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議会のやりとりでは、そんな公営住宅法を出して50歳以上が老人向けだと、こういうようにはなっていない。当初の募集は、65歳以上のお年寄りがおられる家庭、こういうことでやってるわけでしょう。議会に答弁したとおりの募集の中身でやっているわけでしょう。それだったら、最初から50歳以上でやられたらいいじゃないですか。何で65歳でやったんですか。最初から公営住宅法の規定でやったらいんじゃないですか。議会での答弁のあり方から、そういうやり方をやったわけでしょう。議会とのいわば約束事じゃないですか、それは。どうなんですか。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市営前畑のA棟、B棟の入居の要件、予測、これについて若干現在との差があるんじゃないかという御質問でございますけども、昨年6月に第1回目の公募を行いまして、現在で4回目でございます。年に2回程度公募をやっておるわけでございます。募集の都度申し込みがございまして、それについて審査もやっておるわけでございます。

先ほど議会との約束で入居の要件ということでございしますが、将来的な公営住宅の入居の希望、需要、これを見合わせた中で、3回目からの年齢の引き下げを行ったわけございまして、その都度その都度変えるのもなんでございまして、現在のところは年齢要件だけの変更という形に進んでおるわけでございます。

社会情勢も大分変わりましたので、公営住宅に入居の当初の予測と現在とは大分変わってるわけございまして、当然満杯にというんですか、全戸入居が理想でございますけども、将来的なこれからの高齢者の増加ということも考えられますので、その分の余裕も含めまして、現在の入居状況は適当ではないかなというふうに私は思ってるところでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 2月臨時議会でこの請負契約を承認した。そのときには、いろいろ入札のあり方については問題になった。12月議会で一たん否決を見た。しかし、これは福祉施策なんだと、高齢者対策なんだと、こういうことで賛成された方もかなりおられるんですよ。あり方についてはまだ不明な点がある。しかし、事は福祉施策なんだと、こういうことで

この議案を認められた方もおられるんですよ、中にはね。

そういうことについて、当初はちゃんと65歳でやっておられる。変更するならば、せめて議会に、原課の委員会に、こういう募集したけれどもなかなか来てがない、そういうことで遠い将来を予測してこういうふうに変更したんだと、こういうふうにちゃんと報告しなさいよ。それが議会とのちゃんとしたあり方じゃないですか。そんな勝手に一方的にやって、それでまだ9つもあいてる。一体当初どういう需要予測をしたんですか。確固たる需要予測に基づいてやってるんだ、これは必要なんだ、32戸どうしても建てたいんだ、これでも少ないんだ、こういうふうに御答弁されているんですよ。その辺の当初の答弁と今のこの現実とは、一体どないなってるんですか。この乖離した状態はどうなのか、これについて明らかにしなさい。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 私の方からお答えさせていただきます。

議会の中での答弁の件ですが、考え方としましては、65歳ということが発言としてあったのは事実でございます。ただ、6月議会でたしか65歳から2回目移行55歳に変更させていただいたということの御報告をさせていただいたかと思うんですけれども。

それとあと、入居状況について、あるいはいろいろと建築に当たり御承認いただくに当たりまして、高齢者、どういう入居というんですか、借家住まいされているとか、そういう総合的な観点からもいろいろ調査を行っておったんですけれども、いろんな状況の中で現時点での空き家が存在するということですので、何を根拠にとかどうのこうのじゃなしに、一定の調査の中でのその時点での考え方というんですか、方針を出さしていただきまして、ただ、これは言いわけになるかもわかりませんが、結果におきましてそういう空き家が存在するという結果に至ったということでございますので、その点御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 状況の変化とか、もう中身抜きの全く抽象的な御答弁でなかなか理解をしがたいんですが、もう既に執行されたことの後の事後報告ですから、しかし、まだ空き家が残っているというのは現実なんですよね。そして、議会にお示しをした需要予測を十分にやってるという、

そのことも現実に議事録に明記されてるわけです。一遍、その議事録に掲載されている、ちゃんとした需要予測についてはやってるんだということであれば、その需要予測についてひとつ後で結構ですから資料としてお出しをいただきたい。それだけはひとつ約束をしてください。当初この施策に入る前に需要予測をした——一般的なやつではあきませんよ。平成3年にやった一般的な需要予測ですね、これではだめですよ。老人向け住宅32戸がどうしても喫緊の課題として、いわゆる地对財特法の期限切れまでにどうしても喫緊にやらないかん、こういう課題なんだと、こういうことで示された、おとりになった需要予測ですね。これについてひとつ資料としてお出しください。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 先ほど御答弁さしていただきました資料等々はございますので、それをまた御提出さしていただきたいというふうに思います。

それと、ちょっと訂正がございます。65歳から55歳に変更させていただいたときの報告につきましては、6月議会前の所管の委員会におきまして御報告さしていただいたということでございますので、その点だけよろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） ほかに。——林君。

22番（林 治君） 私もこれに関係して若干質問をさせていただきたいとします。

今、和気議員の方からもいろいろ質問した点がありますが、市の財政が大変危機に瀕しているということについては、もう今議会に限りませんが、今は市の財政問題については、ここずっと議論が高まっているところです。この市の財政問題については、当然議会も責任はあるではないかと、こういう論もまた当然やられてきているわけですね。私は当然なところもあるだろうとは、それは思います。

例えば、こういう実際に住宅で私も市民の皆さんから、例えば府営住宅が建ったときにたくさんの方が申し込みをやられた。公営住宅に入りたい、市民のみんなの中には大変大きな希望があるわけです。ところが、一方市営住宅でこの老人住宅がもう4回も募集してなおかつ入居者がいない、半分近くしか埋まらない。しかも、この6月ごろこの老人住宅が、私もほんと

かなと思ってびっくりしたんですが、こんなにもカビが——カビというんですか、何というんですかな、あれはカビの1つですか、畳のところにあって、あれはまた使えなくなってるのと違うかと、臭くなってね。ということにもなっている状況だと。それほど新しい住宅が入居者もなくカビが積もって大変な状況になってると。

市の財政の豊かな泉南市のことですから、建てるだけ建ててほっといて構わないというふうに市長は思ってるのか知りませんが、私はもともとこの住宅の建設はやるべきものでないと。こういう泉南市の財政が厳しいときだから、まして必要のないものを建てるべきでない、土建業者の金もうけにだけ市長はやってる仕事ではないか。もし老人用の住宅が必要であれば、今泉南市の434戸のうち344戸、いわゆる同和地区に、その地域に住まれてる方の住居の数からいっても圧倒的に多いわけですから、それほど公営住宅というのは客観的に言っても必要でないわけですよ。だから、あそこの住宅をもっときちっと整理して、1階とかの部分例えば老人用の住宅に改造するとか、老人住宅がどうしても必要な場合には、そういうやり方もあるということも提起しました。ところが、市長は無理押しにこの建設を進めたわけですから、私は今そのことがはっきりと出てきてると。このことについての責任は、市長、当然問われないかと思うんですよ。

私は、そこで今19戸ですか、入居しているのは。だから、あと13戸あいてるんですか、現時点では。これはもう一度改めて、私はこういう状況で置いておかずに、もうせっかく市民の尊い税金を使って建てたんですから、市民に供するという点で何らかの改善措置が必要だと思うんですが、入居の資格の問題なんです、これはどういう——地域的に限定してるんでしょう、いわゆる同和地区という。どの地域なんです、一遍明らかにしてください。別にだれが答えても構いませんよ。どこか明らかにしてください。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

入居の募集要件というんですか、条件というんですか、これは年齢が55歳以上の——これは老人向け、障害者向けということでございますので、

その点も御理解いただきたいと思います。それから、単身世帯が入りませんので、同族親族があることということですね。住宅に困窮されてる方、それから地域内に居住されている方ということでございます。

以上でございます。

〔林 治君「それは答えになってない。そんなこと何も聞いてないことを答弁したらあかん。議長、ちゃんとしてくださいよ」と呼ぶ〕

事業部建築課長（伊藤 操君） （続）申しわけございません。再度お答えさせていただきます。

地域内居住ということが1つの条件でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと答弁もつときちっと——泉南市に住んでるんですよ、私も。ここは泉南の市議会ですよ。そこでどこかと聞いているんですよ。北海道か沖縄から聞いているのと違いますよ。もっとまじめに答えなさい。答えられへんかったら答えられへんで、答えられるように市長しなさい。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 住宅の件で地域の指定ということで、同和地域ということで指定をしております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） だから、その同和地域は今どこまでどういうふうに限定しているのかと、この住宅の募集で聞いているんですよ。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 我々といたしましては、同和事業をやる必要で一応地域を線引きをしております。今、地図の方を持参してないんでちょっとその辺が明らかにできないんですけども、一定そういう線引きのもとで同和事業の地域を指定しているものであります。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 上林助役、答弁するんやったらちゃんと答弁してくださいよ。市の財政がもう大変だと。もうけさからの議論だけでも、もう

15年ごろには破産するのと違うかということまで言われてるぐらい、今大変なんです。市長も答弁で何度も言うてるんですよ、今の泉南市の財政問題についての危機的状況について。

そういう中で、ここにあるように、これは私は2つのうちの1つの方を先に言うてるんですが、建設事業の方でこれだけの莫大なお金を使いながら、残念なことにまだ住宅、去年から再三募集して入ってないんですよ。しかも、畳にカビ——小さいカビと違いますで。10センチからのカビがぼうぼう生えてるんですよ。あのカビが生えると、臭くて後そのまま使えないんですよ。後始末をいろいろされたと思いますけども、住宅課の方が苦労して。

それほどいろいろ問題を起こしてるんですよ。空き家でほうってるんですよ。市内にはいっぱい市民が入りたいと言って、たくさんの方が府営住宅の募集のときにも、泉南市内からも応募しても当たらないと怒ってる人もたくさんおるんですよ。そういう中での問題なんですよ。だから、どこの地域なんかと聞いてるんですよ。今地図持ってなかったら持って来なさいよ。ちゃんと示しなさい、一遍。口頭で言うなら口頭で何丁目何番地と言いなさいよ。そんなもの、これほど大事な問題、議会議員もみんな財政が赤字になってる責任があると言われてるときですよ。8億からかけて半分ほど家入ってない、住宅に入居してない。今の住宅事情の中で、そんなことを言うて平気の平左で、こんな報告書も何もあったもんじゃないですよ。もっとまともな報告できるようにせないかんじゃないですか。これは当初から言うてるのに、あんた無理やり建てたんやから、それだけのことについての明快な答弁をちゃんとやりなさい。取りに行ってくれてるんですか。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 同和地域の件につきましては、今地図の方を取りに行っておりますので、その間ちょっとお待ち願いたいと思います。

私が口頭でも言えるんでしたら言わしていただきたいんですけども、そこまでちょっと把握してないので、一応地図でお示しをいたしたいと、かように思っております。

〔発言する者あり〕

議長（巴里英一君） 他の理事者の中で地域指定の問題で答えられますか。

各議員に申し上げます。不規則発言は慎んでいただきたいと思います。

上林助役。

助役（上林郁夫君） 地域につきましては、やっぱり正確さを期したいと、かように思いますので、地図を取りに行っておりますので、それまでお待ちを願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 暫時休憩します。

午前 11時41分 休憩

午後 1時31分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の林議員の質問の中の地区指定の問題についての答弁を理事者側に求めたいと思います。大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 午前中、林議員の質問に対して御答弁ができませんでした件につきまして、深くおわびいたします。

さて、地区指定とは、いわゆる同和事業の対象地域であります。この件につきましては、昭和52年に施策を実施する上で施策上の目安となる同和範囲を市同和事業促進協議会の協力をいただきまして決定いたしました。その後、62年に再度目安ということで、範囲を当市同和事業促進協議会に協力をいただいて再度確認をいたしたところでございます。

その内容につきましては、和歌山側は泉南市役所前畑線の市役所の角から浜側のラインと山側については市道樽井大苗代新家線のラインとし、大阪側は市道鳴滝線から府道堺阪南線の交差点を經由して屯道川に沿ったラインとし、鳴滝グラウンドの下の一部、府営住宅前畑団地、市場大発団地を削除した範囲としております。

以上であります。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 今、部長の方から答弁があったわけですが、午前中の答弁は、地図を出しますと、間違いがあってはいけないからと。口頭ではどうですかと言ったら、地図を出しますと言われて、そして今口頭で、大体なぜ口頭で言うのか、そこからきちっとお話しし、御答弁をしていただかないと、そんな答弁の仕方ありませんよ。そうでしょう。これはやっぱり助役、あなたが自分の言うたことに責任を持って、まずここでどういう回答をするのか、した上でやるべきです。そのことはひとつぜひともし

ていただきたいと思います。

私はそのことは先にほんとはしてほしいんですが、議長、時間の関係もありますから、先にこれにかかわっての質問もあわせてやった上で御答弁をいただきたいというふうに思います。

今口頭で示しましたけれども、私は、例えばこういうふうに地区を限定をしていると、市民の税金ですよ。市民の税金が、これ8億円からかけて非常にむだになってるわけですよ。もし財政のことをここで語るなら、こんなむだをこのままでほっといていいと思う人は、語ることはできませんよ、泉南市の財政について。そうでしょう。しかも、このことについては、先ほど和気議員からもありました。私もこの議案のときにもずっと言ってきたんですから、これはだめだと。ですから、そういうつもりであなた方もきちっとした答弁をしていただきたいと思います。

私、聞くところによると、例えば今前畑府営住宅は除いてると言いますが、この地域ですね、この地区の中の人たちを同和地区として、私は法的に行政上こういう垣根をつくるなどと言ってきたわけですが、あくまで市長はこの地区の垣根をなくさない。で、この地区の内部で今募集をしてるから今の事態になってると思うんですよ。このいわゆる地区指定という線引きを、この住宅の募集に当たってやめるというふうには考えていませんか。どうですか、先ほどのことも含めて。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 午前中の同和施策を執行する上の目安となる範囲、地図の配付という表現の件で、私の方から御答弁をさせていただきます。

午前中は正確さも保たんといかんということもあり、地図の配付というようなことは一応私の方から言いました。そういうことで休憩後、過去、平成7年の6月議会前に当時の同和对策審議会というのがありまして、案件はたしか固定資産税の減免の件だったと思うんですけども、一応その審議会にも配付した経過がまずございます。しかし、これにつきましては、我々予算の執行上の目安となるそういう範囲の地図ですので、法的に定められたそういう地図の線引きということでもないので、やはり執行上の問題だけで配付するのは好ましくないということもありまして、その地図を回収させてもらった経過もまずございます。

そういうことの経過もありますので、今回はこの本議会の方には配付は

やっぱりできかねますということで、一定の御理解をお願いを申し上げたいと思います。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、今現在で4回の募集をやっておるわけでございまして、その中の入居の申し込みの要件の中に、地区内の居住という部分を入れてございます。これについて、建設して2年たっておるわけでございますけども、現在のところこれは同和事業として建設をいたしました高齢者、また障害者に対する公営住宅という感じで住宅施策を進めておるところでございまして、要件についての見直しについては、考えていないというところでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 地区内の居住ということであれば、見直しも考えてないということですが、これは府営住宅は省かれてますね。府営住宅から入った人はありませんか。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 1回目の入居募集のときに、府営住宅から直接的に入居された世帯がございまして、この世帯につきましては、以前長く市営住宅に住んでおられまして、一時的にやむを得ない理由によって府営住宅の方に移っておられたということで聞いております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） だから、もうあなた方がやってること自身はずさんだと。地区内だと言いながら、適当にそういう理由だけで、簡単には一時的とか云々とか、それは言えないと思うんですよ。これは報告ですから、きょうは私はそのことについて余り深く言いませんが、しかし、それはおかしいですよ。それだけ言っておきます。

それは地区内と書き、特定の人にはそうしてこれに入れると。じゃ、この地区指定、地区に限ると書きながら、そういうことを適当にはやるけれども、市民にはしない、一般にはしない。私は、こういうやり方自身が非常に市民をないがしろにしたやり方だというふうに思います。

もう1つ、私は後で最後に市長に答えていただきたいと思うんですが、今担当の方は、どうしてもそういう答えでしか仕方がないと思うんです。私は地区のことについては、これはわかってます。これはいつまでもこう

いう線引きをやっておくこと自身が問題ですし、今その線引きしてること自身が、もうここで破綻してることははっきりしたでしょう。今入居者が少ない。だから、そういうことを早く改めるべきだというふうに思います。そのことを後でお答えいただきたいと思います。

それから、今のは住宅の建設の関係ですが、改修事業も含めてですが、これは非常に昨年から比べて家賃が、これだけのお金をかけながら、8年度の決算と比べて9年度の決算では、一般住宅の分は今供託してますから、これはさっきの空港の固定資産税じゃありませんから除きまして、いわゆる同和住宅だけ見ると、倍以上になってるんですね、この金額で。これまで平均的に約60万の収入未済が173万になってるんですよ。

だから、これについてもう1つは、これだけのことをやって、しかも家賃が今までの1,050円から比べたら高いですが、しかし泉南市全体の住宅事情からいうとそうでないのに、家賃の滞納がふえてきてると。

これのもう1つの問題は、集金人がまともに集金に行かない。ちゃんと囑託で給料をもらいながら行かない。この間も私この市役所のそこで会うたんですよ。おばちゃん、きょうは何よと言うたら、いや今から払いに市役所に行くねんと。ひとつも取りに来てくれへんから、家賃が高くなったので、前は1,050円やったので1年間ほっておいてもいけても、今はそうはいかんねんということで、もう三月もためたら1年以上になるんやから、とても払えなくなる。払えなくなるから私は払いに来たんやと。

そうしたら、一体集金の問題はどうなってるんかと。これは私は何回もこの問題について言うてきましたけども、こういうふうなことになるために、市の財政を圧迫するようなこういう住宅の建設や改修をしてるようなことではいかんでしょう。なぜきちんとできないのか。私は単に担当の方だけの御答弁をいただいているだけでは、これは話にならん。こういうことも含めて、市長からひとつ最後に報告ください。御答弁いただきたいと思います。報告書ですから、私はこんな報告書をただ黙って、はい、そうですかというふうには受けるわけにはいかないものだというのを最後に言っておきます。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先に家賃の問題につきましては、前回の議会でも御指摘いただいたというふうに思っております。集金人につきましては最近か

わりまして、新しい集金人になって、現在はきっちりと集金に行っているというふうに報告を受けております。

いずれにいたしましても、これは同和向け、一般向け含めてでございますが、当然家賃というものは、その対価として支払っていただかなければいけないことですから、私どもは条例で定められている家賃額についてはきっちりと徴収をしていきたい、当然そうあるべきだというふうに考えておりますので、もし不十分な点があるとすれば、当然改めていかなければいけない問題でございます。

それから、さきに申されました地区指定の問題につきましては、過去同和問題につきましては、国の責務であり国民的課題であるという認識のもとに、特別立法のもとでいろんな施策をやってまいりまして、最後の地対財特法の期限切れを控えて、泉南市においては残事業をすべて完遂をすることができたわけでありまして。それは一定法の優遇措置といえますか、そういうこともあった中で完遂をしてきたわけでありまして。

しかしながら、地対財特法は廃止されましたけれども、当分の間15事業については残っておりますし、それからこれからの時代に向けての特に人権啓発教育というような部分において、なおまださらに解決をしていかなければならない課題があるという中で、地区指定については現在も残しておりますし、完全にそういう同和事業が終了するまでの間は必要だというふうに考えております。

〔林 治君「議長、ちょっと済みません」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 最後にしときたかったんですが、今市長が集金について、私はこう言うてるんですよ。今9月ですから、7月分、8月分で来なかったから来られたという話をしてるんですよ。改善できてないんですよ、ずっと。なれなかったからというような問題と違うんですよ。なれなかったら集金がおくれたという問題と違うということを言うてるんです。去年の9月からですから、かわったのは。去年、さんざん何回も何回も、職員の皆さんも一緒になってその解決に訪れたりなんかいろいろしても、なおかつ集金に行かないんですから。

その実態を全部言えというなら、私は資料ありますから言いますよ。改善できてないから言うてるんですよ。わざわざ市長に答弁してくれと言う

てるんですよ。それをあんたはもう改善してきてるといふうに言われたら、私何のために質問してるんやわからへんですわ。できてないんですよ。だから市長にわざわざ改めて、市長としてはっきりとこの改善について、できないものならできないで新たな方策を考えるかを含めて、ちゃんと答弁してくださいよ。そんなんできてるようなことを言われたら、私は何のために質問してるんやわからへんですよ。資料を出せと言ったら出しますよ。私は最後にするから、市長にそのことを言うてくれと言ってるんですからね。

議長、御答弁ないうちに、私はあと15事業で地区指定のことを言われたんで、15事業と市のかかわりについて、後で資料で結構ですからそれで出していただいたら結構です。その分あわせて言うておきます。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 集金人については、きっちりと回らしているという報告を受けておりますが、それぞれの御家庭によって事情があって留守であったり、あるいはお会いできないというような部分もあるようでございますから、いずれにしても仮にそうであったとしても、きちっと回るのが当然でございますから、もし御指摘のようなことがあるとすれば改めたいというふうに考えております。

〔林 治君「あるという事実を言うてんねん。ちょっと議長、ちょっと待ってくださいよ。そんな質問したことと……」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 報告案件ですから。

〔林 治君「いやわかってますよ。でも、そんなん、市長にあんなことを言われたら、私はだまってられへんですよ。議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それでは最後に、林君。

22番（林 治君） 市長、あったとしたらって、この間あったから言うてるんですよ、私まだ。まだずっと続いているんですよ。当局が改善した、改善したと言うんやったら、もう一遍今から議論をやり直しせなあかんですよ。何を言うてますねん。そんなん集金される側の理由と違いますよ。集金される側の事情やと言うんですか。違うんですよ。具体的に6月議会でも言うたでしょう。それでもなおかつまだ集金に来なくて、ほんこの間会ったんです。持って来たんですよ、結局。そういう状況だということ

市長は認識して答弁していただきたいと思うんですよ。改善してる、改善してるいうて……。それやったら資料を一遍全部出しなさい。そうなりませよ。

議長（巴里英一君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 集金の件でございますが、本人は嘱託ということで人権推進部の嘱託員という形で推移をしております。目的につきましては、先ほど市長が述べましたように、同和地域の住宅の集金業務、それと市同促の事務の補助ということで、嘱託を9月より雇用しております。（林 治君「昨年でしょう」と呼ぶ）昨年の9月より雇用しております。

住宅の集金につきましては、担当原課、事業部との話し合いの中で集金業務を円滑にするよう指導して現在にまいっております。林議員が申された件につきましては、我々としても事情聴取等を実施もいたしました、本人といたしましては集金はずっと行っていると、ただし会えない方もいらっしゃるし、その他何日に来いとか、住宅にお住まいの方につきましてもいろいろお話があります。そういう件から、集金人といたしましても一部滞った部分は認めておりますが、精力的に今後も集金業務を行うという形で指導しております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 指導してるとか何とかいう、結局そういう問題が今もあるでしょう。住宅課がそんなことを言うんだったら、この間も、私は今個人の名前を言うわけにはいきませんが、2カ月分を持って来たでしょう。受け取ったでしょう、ついこの間、議会の始まる前に。持って届けに来たのを聞いてるんですよ、直接。その方は前からそうなんですよ。

だから、そういうことが今も続いているわけですよ。だから、まずそういうことが今も残っていることを認めた上で、そのことについての改善をしますということで言いなさいよ、少なくとも。せめてそのぐらいのことを言いなさい。担当は、職務権限はそちらにあるか知らんけども、集金の実態をつかんでるのはこっちでしょう。

私が言うたことに間違いありますか。この間持って来たでしょう、市役所のあなたのところへ直接。改善もしてないものを何を言うてるんですか。

議長（巴里英一君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 林議員さんがおっしゃいましたのは、事実でございます。ただ、先ほど市長からも答弁ございましたように、人権推進部長からも答弁ございましたように、我々としましては鋭意集金人さんの——入居されてる方々から、集金の関係でもいろんな電話をいただきますけれども、そのたびに集金人の方にその辺の事実関係を確認した中で、鋭意そのようなことのないよう指導もし、確認もしている状況なんですけれども、ただ去年の9月からかわられたということもございまして、まだ入居されてる方々の実態等の中で、十分その辺の把握ができておらない状況もございまして、その辺の実態をつかんだ中で、今後かかることのないように指導もし、解消に向けて考えていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔林 治君「市長はどうなんですか。今事実やと認めたでしょう」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 至らざる点があったとすれば、非常に申しわけないことだというふうに思います。いずれにいたしましても、至急に再度きちつと督促をいたします。

議長（巴里英一君） 以上で本報告を終わります。

次に、日程第8、報告第3号 平成9年度泉南市土地開発公社経営状況について、及び日程第9、報告第4号 平成9年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました報告第3号、平成9年度泉南市土地開発公社経営状況について、報告第4号、平成9年度財団法人泉南市開発協会経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。なお、この2件の報告案件につきましては、去る7月15日に開催されました開発公社評議員会並びに理事会におきまして認定をされ、また協会の決算、清算報告の承認につきましては、4月6日の理事会におきましていずれも認定されましたことをまず御報告を申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、開発公社につきましては、議案書の13ページから22ページに記載をいたしております。その主な内容として19ページに記載をいたしておりますとおり、事業収入として3億236万2,244円が市への土地売却収入でございます、その面積は822.75平方メートルになっております。

次に、事業支出といたしましては、20ページの土地取得費の23億565万5,901円、面積では6万6,302.82平方メートルを公共事業用地として取得をいたしました。取得の主な内容は、財団法人泉南市開発協会の解散のための開発協会の保有していた用地取得が主な内容でございます。その結果、開発公社の平成9年度末土地保有高詳細につきましては、21ページと22ページにお示しをしておりますとおり130億6,808万4,592円となっております。

なお、平成9年度の当期損失は17ページにお示ししておりますとおり82万4,693円となりましたことを御報告を申し上げます。

引き続き、開発協会の概要に移らせていただきます。議案書の23ページから30ページまでにお示ししているところでございます。

27ページに示しておりますとおり、事業収益として、開発公社への土地売却収益が18億5,503万4,978円あり、当期利益として706万5,126円が生じ、準備金として処理をいたしました。

28ページをお開き願います。当法人は四半世紀にわたる法人経営の結果、平成10年1月30日現在で5,943万9,415円の残有財産を生じ、平成10年4月6日、財団法人泉南市開発協会代表清算人名で泉南市に帰属いたし、財団法人としてのすべての業務を終えたものでございまして、今回が開発協会としての最後の報告になることを申し添えさせていただきます。

以上が公社並びに協会の決算報告でございます。何とぞ御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今御報告いただいたんですが、1つは泉南市に売却した土地の明細であります、もう少し詳しくどこの分として売却をしたのかということ、それから協会からの買い取り分で、公社の場合には、取得

原価ということときょうまでの利息ということが分けてきちっと書かれておるんですが、協会からの購入も、協会そのものが取得したときの原価というのは、これでもう見えなくなってしまうんですが、この辺はちょっときちっと御報告をしておいていただきたい。この利息の額が大きいということは、つまり用地を購入して事業がおくれているという判断になりますので、これはきちっと書いておいていただきたいし、質問があるまでも、こういう問題については、やはり議会の議論の材料としては分けておいていただきたいと思います。

それから、議員も入りました評議会というんか、評議員会での議論を踏まえて、その後理事者が議論をしてこれを認定していらっしゃるんですが、その評議会での議員の意見がこの理事会にどういうふうに反映しておるのか、どういう議論があったのかというのが、いつも我々は理事会の議論が見えないので、その辺の理事会の議論をできたらだれがどういう発言をしたということも、きちっと報告をしていただきたい。

といいますのは、事業をするべき、いわゆる協会にお願いをした側とされた側が同じ人物というところで、やっぱり審議が甘くなるということは否めないと思うので、ちゃんと公社としての立場できちっと発言をするのかどうかというのは、我々すごく気になるというんか、関心を持つとるわけですから、ただなあなあで、同じ人物で余り協会、公社に対してきついことを言わないのではないのかなという懸念を持つとるんで、その辺はだれがどういう発言をしてどう決まったのかということは、きちっと御報告をいただきたいように思います。

それから、今度協会から買い取るということは、このことの事業予定というのが明確にされてないと、買い取る理由が成り立たないですね。この3つの物件、22ページの19番から21番の分については、いつ事業化をするのか、いつ市の方で買い取るのかということが明確にされとるのかどうか、その辺を御説明をいただきたい、そのように思います。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 小山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の売却土地の明細ですけれども、持ち家制度用地、そして鳴滝第一保育所用地、そして岡中にございます廃棄物の処分場用地と、こ

の3つの内容になっております。

そして、2点目の取得原価と利息の内訳ですか、この点につきましては、ちょっと細かい資料をもっていないので明確な答えはできませんけれども、公社が協会から引き取った価格の20%が取得原価、残り80%が利息と、たしかこのような形になっておったように記憶いたしております。

そして、3点目の理事会の報告の内容ということですが、だれがどういったことを言ったかということですがけれども、これも明細になるような資料を今手元に持ってないんで十分お答えはできませんけれども、理事9名の中で協会を解散するという事に異論を唱えた理事さんは1名もおられませんでした。今日的な課題として、不要な——不要と言うたら語弊がありますけれども、機能していない法人をいつまでも放置しておくことよりも、むしろこの際思い切って整理した方がいいのではないかというのが、理事各位の基本的な考え方だったように記憶いたしております。

そして、4点目の3つの物件をいつ買い取るのかという御質問ですがけれども、私ども公社の職員としては、一刻も早く市に買っていただけるように、またこれから市の財政とも十分協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 前田氏から要領のいい御答弁をいただいたんですが、協会から買ったときにすべてが利息も含めて取得原価になってしまつておるんですね。これは20%が原価で80%が利息と、こういう説明ですね。細かい数字じゃないですからこれが大きく変わることはない、こういう判断でいいわけですね。

これは私の計算では、旧持ち家制度が当初の面積より若干変わっておるわけですね。あとは鳴滝第一保育所の用地と産廃の方は面積が変わっておらないから簡単にわかったんですが、旧持ち家の方は一部売却をしておりますから、過去の資料を見てもなかなか利息と分けられないので、これは我々がこれを監視するのに大変必要なんで、後でも結構ですから、2割、8割の背景になる数字をきちっと出していただきたいと思います。

それから、協会が消滅することの異論がなかったのは、それはわかるんですが、きょう報告するに当たって、さきに開かれた評議員会で我々がい

ろんな意見を出したことを踏まえて理事会が議論するわけでしょう。そこで、やはり長い間用地を買ったまま事業化できないものについては、当然評議員会の中でも問題にして、何らかの縛りがあるんじゃないかと。同じ人格が2つの立場であるこういう組織は、何らかどこかで歯どめがないとだめだという意見が再三出ておるわけで、そういう点について理事の中からどういう意見が出て、今後はやはり市からそういう用地買収の要請があったときに、買い取り年度については、今まではこうだったけれども、これからはこうするというようなことは、私は当然議論されないといけないと思うんで、その辺はどういう議論が理事会の中であったのかは、ぜひ披露していただきたいと思います。

それから、この協会の分を公社が買ったときに、再度協会に依頼をした市の側の意向があると思うんですね。それを当然引き継いどると思うんですが、あなたの表現では、なるべく買い取ってもらうようにしてもらいたいと。それは公社としての立場はそうでしょうけども、再度行政の方におくれているこの物件について、どのように買い取りの計画が具体的にあるのかということは、当然問いただして公社が買い取らないと、同じ問題をずるずると公社に移したんではこの意味がないと思うんですが、その辺の御説明、議論を、ぜひあったことを報告してください。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） まず、1点目の2割、8割の大きさっぱな計算については、追って資料で各議員にお渡しいたしたいと、このように思います。

そして、理事会での買い取りの議論ですけれども、実は鳴滝第一保育所用地、あるいは持ち家制度用地、そして産業廃棄物の処分場用地ですか、この3つの事業いずれとも、もう機能していない事業ですので、新たな事業名称を用いて買い取るか否か、あるいはもう旧名称のまま今後どういった事業展開をするかについての理事会での議論は若干ございました。

ただ、申しわけないんですけれども、非常に時間的に、我々公社の職員としては、どうしても平成9年度以内に解散をいたしたいというのが私どもの悲願でしたので、具体的に踏み込んで議論するまでの時間的な余裕がなかったので、各理事の意見として、新しい事業を近い将来模索したいということで、十分な議論がその場ではなされなかったように記憶いたして

おります。

そして、2点目の市の意向というんですか、明確な答弁ができなかった背景にはいろんなことがあると思うんですけれども、ただ非常に広大な用地というんですか、首池にしても持ち家制度用地にしても、非常に広い用地でございますので、そういった場所でこういった事業を行うかについては、行政としても非常に難しい判断も伴いますので、新しい事業が決まり次第、市に対して一刻も早い引き取りをお願いしたいと。答えにはなりませんけれども、そこらの苦しい点を御理解いただけるようお願いいたします。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 同じ人が2つの相反する立場にあるわけですが、その辺はやっぱり厳しく、気持ちの問題だけじゃなしに、制度的にやはり約束が守られるようなものをきちっとやらないと、それはなかなか無理だと思いますし、やはり時間がたてばたつほど解決することが困難になるわけですね、こういう問題は。

だから、それはやはり期限を切って市の方にきちっと事業化をしてもらうと。でないと、土地が右肩上がりになるときは、この制度はある意味で有効な制度でしたね。今、土地は値下がりしとるわけですから、ある意味であなた方はここに評価益というのを示しておりますけれども、これは地価との関係でいえば、公有用地評価益というのを示しておりますけれども、これは単純に取得原価とこれまでの金利を足したのを単に評価としとるけども、実際の評価とはイコールじゃないわけですからね。どんどん土地が値下がりしとると、いわゆる評価損になるわけですから、そういう点では、市長もここにおられるわけですが、市長は今度は買う側、恐らくこの公社の中のメンバーではないと思うんですね。だから、市長は唯一幹部の中ではこのメンバーでないんですから、しかも市民に選ばれた政治家という立場ですので、この辺は唯一組織とちゃんと人格的に明確に立場がなってるわけですから、その辺はやはり市長に対しては、きちっと買い取ってもらうように、約束したことはちゃんと買い取ってほしいと。

そうでない場合には、やっぱりそういうものをきちっと市民の前にも議会にも明らかにして、どういう状況にあるかということをやって、市民の批判にさらされるような状況にもするために、もっとわかりやすく、今は

公社しかありませんが、公社の実態を明らかにしていくことも、ひとつ私はこの問題の解決ではないかなと思いますので、ぜひよろしく願いしたい。次はこういうことを踏まえて質問したいと思うので、同じような答弁しないようにひとつよろしく願います。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 2点ばかりお伺いをいたしたいわけではありますが、19ページの歳入の関係の収入未済額というのが3億6,800万程度組まれてるんですが、これは款項それぞれに記載をされてるわけではありますが、これは将来的に処理のあり方としてどうなるのか、教えていただきたいなというふうに思います。

それから、21ページ、22ページに及んでですが、特に22ページの事業名の、先ほどの質問者の中にもありましたが、19の旧持ち家制度の関係ですね。これは今後将来、これはもともと部落解放同盟の方々のためにということで、浅羽市長時分に持ち家制度の用地として買収されたと思うんですが、これも長い年月がたってるんですが、将来的にこの持ち家制度ということの有効利用をしないのかするのか、そこらあたりは一体理事会でどのような検討をなされておるのか、お伺いをしたいなと。これが1点です。

それともう一つは、解散をした協会の関係ですが、この中の22ページの支払利子等も16億9,900万程度あるわけではありますが、これは先ほど申し上げましたように、不要不急の土地等については、やっぱり一定見直して、売却するなり整理するなりということをやらないと、この金利にしてもかなり膨張してくるのではないかという心配をするわけではありますが、これもあわせてどのような御検討をなされてるのか、御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 島原議員の御質問の第1点目の19ページの収入未済額3億6,800万の内容ですけれども、その主な内容は銀行等借入金で、3億5,800万の未済額が生じたということです。

そして、2点目の旧持ち家制度の将来的な扱いですけれども、実は平成9年度にある病院へ用地の売却の件で評議員とか顧問の皆様方に御相談を

申し上げたんですけれども、当時の理事長であった福田助役が、売る限りは後の事業を決めて売った方が望ましいということで御答弁申し上げました。たしかそのときの理事長の答弁では、持ち家制度用地の流れをくむ事業として、市民の皆様方に将来的には住宅供給事業としてこの用地を提供したいというふうな発言をされたように私は記憶いたしております。

ただ、その中で一部の評議員の皆様方から、売却をすることと、そして新たな事業展開とは引き離して議論してくださいと、そうでないと、何というんですか、審議には応じられないという議員の意見もございましたので、売る事業をしたときには新たな事業は模索しないということで、売る話だけに絞って顧問の、あるいは評議員の皆様方に御相談申し上げました。ただ、そのときに、できたら住宅供給事業の流れをくみたいというのが私ども当時の協会の意向でございます。

そして、3点目の協会の利子ですけれども、土地開発協会の方は12月25日に保有地すべてを公社の方にお譲りをしましたので、12月26日から3月末までの利息は発生しておりませんので、その中で不用額が出ていると、そのように考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） ちょっと簿記というか会計処理に疎い方なんですけど、収入未済額というのは、一般的な解釈は入るべきものが入ってないと、こういう定義ではないかというふうに私は思うんですが、間違っておれば間違ってるというふうに御指摘をしていただいたらいいんですが、結局今の御答弁でいいますと、銀行からの借入額、例えば10億を約束しとったのに今のところ8億しか入ってないと、そういう意味なのか。

それから、土地の売却収入と、こう書いてるんですが、これは一々売った土地まで言わんでもいいんですが、土地を10億で売ったけれども、今の論理と一緒に7億しか入ってませんと、あと3億残ってますということなのか、そこらあたりがちょっと理解しにくいわけですが、そこら辺をもう少しお答えをいただきたいなと思います。それからお答えしてください。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 未済額の件でございますけれども、あくまでも当初予算に対してそれだけの収入がなかったということで、何

というんですか、決してお金を忘れたとかそういうことじゃなしに不用額が出たと、このように解釈していただいてもいいと思います。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 不用額という定義は、よく決算委員会等々で出てくる言葉ですけども、未済額と決算書にも書いてるんですが、一般論としては、とにかく入る見込みのものがまだこれだけ入ってませんよというのが収入未済額ではないかと。今おっしゃる不用額というのは、意味としてはどっちが正確かは別にして、同じようなものでしょうけども、1億要るのが8,000万で終わりましたよと、そのあとの2,000万残ったというのが不用額だと思うんですがね。

そこらあたり、役所の定義というのがもうひとつ、特に開発公社、協会というのは特殊な団体ですから、僕はそこはよくわからんのですけれども、わかっている範囲で結構ですから、恐縮ですが、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 予算上は、何というんですか、19ページの説明ですけれども、収入合計として予算現額29億2,000万という当初予算を組まさせていただきました。もちろん、何というんですか、補正額も含めても額ですけれども、その中で収入が25億5,200万あったと。予算現額に多少のずれがあったと、このように解釈していただきたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） まあ、よろしいわ。私もまた勉強してみますから。

それと、1つお願いをしておきたいんです。先ほどの林議員さんの議論もありましたように、やはり一般向けの住宅等も随分と希望している市民の皆さんもいらっしゃるんで、できれば今御答弁ありましたように、旧来の持ち家制度そのものの基本は、同和施策の一環として購入されたという認識を私もしておりますし、当然目的はそういうことで買い上げられたと思うんですが、将来そういうことがこの計画にないとするなら、やはり一般住宅の方にも、その持ち家制度用地あるいは公社、協会の過去持っておった土地は、そういう部分にも住宅関係の流用にも検討していくというこ

とをひとつ御検討願いたいなど。

以上意見だけを申し上げて終わります。

議長（巴里英一君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 22ページにこの間の支払利息の総額が16億9,900万というふうに書かれているわけですが、単年度でいきますと、20ページに支払利息が2億700万。昭和40年代の中ごろからこういう公社、協会の先行取得というのが始まったわけですが、それからの総利息ですね、これからしますと単年度の利息の割合というのが非常に大きいように思うんですが、2億700万何がしかの支払利息のうち、すべてとは申しませんので、額の大きい信達樽井線用地、取得原価が23億になっています。それから、泉南中央公園用地が19億7,200万何がし、それから和泉砂川駅周辺整備用地が19億2,300万、こういうことになっているわけですが、この3つについて2億700万の中でどれぐらいの利息になっているのか、ちなみにちょっと教えてください、勉強の意味で。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 累計利息でしたら今すぐ計算できるんですけども、現年度分の利息ですのでちょっと今手元に資料がございませんので、また追って資料をお届けさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっとどうかなというふうに思うんですが、累年寄せて提案してないわけですから、あくまでもこの累年というのは附属資料ですから、やっぱり単年度の収支で質問するわけですから、この関係の大きな事業については、どれぐらいの利息の支払いが単年度で生じてるのかと、これぐらいはすぐ答弁できるように用意をしておいていただかないとね。

それで、ちょっと次の質問がしにくくなったんですが、かなり利息がふえてきているわけですね。特にこの3つについては、取得原価から圧倒的にこの3つに占める利息の割合というのは、2億700万のうちの占める割合というのは非常に高いだろうと、こういうふうに予測にかたくないわけですが、それで確かに貸借対照表では、資産の部で公有用地がいわゆる

取得原価と利息全部を総計した130億6,800万と、こういうふうになっているわけですが、これはあくまでも帳簿上のことであって、数字の上のことであって、果たしてこれが今市場で正当に評価される額かどうか、こういうふうに思うんですよ。だから、帳簿づらでは、簿価ではこれだけの用地単価があると、こういうことなんです、実際果たして、これは不良債権でしょう、はっきり言うて。

例えば、和泉砂川駅周辺整備用地では22億7,500万、これは平米当たり44万、坪当たり145万じゃないですか。こんな価格で市場取引できますか。これじゃ先行取得のメリットが全くないんですよ。先ほどから右肩上がり右肩下がりというような話が出てますが、まさに右肩下がりのどんどんじり貧の土地価格になってきてるわけでしょう。それじゃ、これを解決するためにはどないするか。事業を促進する以外にないわけですよ。

ところが事業計画からいいますと、例えばこの和泉砂川駅周辺整備用地22億7,500万、坪当たり145万、これはどうですか、このうち事業計画に処する当てがあるのは何ぼですか。いわゆるケース5がうまくいって、これが市に買い付けてもらえるのはどれぐらいですか、このうち。ケース5の中で位置づけられている価格は、どれぐらいですか。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 再開発事業は、今回ケース5で議会審議をしていただき、また市民の意向調査もさしていただいているんですけども、砂川駅の周辺で土地開発公社は議員御指摘のように約26億の保有地を持ってるんですけども、その中で今回ケース5に該当する用地はございません。

以上です。

〔和気 豊君「それでいいですか。新樽線は入ってないからな」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 再度答弁いたさせます。前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 申しわけございません。ちょっと勘違いございまして、JR用地内の購入した用地が991平米ですか、今回のケース5にJR用地内に持っている敷地が該当すると、このように考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 約1,000平米足らずということで、2割足らずの土地しかケース5では——これがうまくいったの話ですが、買い取りをしていただけない、こういうことになるわけですね。あとの8割方は、結局この事業が17年にうまくいった完了するということで、7年間遊ばせることになる。続いて事業がやられても8年目に何とかめどがつくと、こういうことで、いたずらに大変な利息が加算をされてくる。普通2年なり3年以内に事業化を図ると、こういうことで先行取得の芽を發揮するわけですが、こんなにいたずらに、やっぱりこうなるとはいけないという教訓は、この19、20、21のいわゆる協会から買い取った——これも先ほど小山さんが言ったことに私も同感なんで、もっとわかりやすく、いつ協会が取得したのかという、その辺からわかるような資料にしておいてほしいんですが、これはあくまでも協会から買い取ったあれですから、協会が買い取ったその時点がはっきり一目瞭然でわかるような資料にしておいてほしいんですが、こういう結果になるわけでしょう。

だから、教訓というのは枚挙にいとまがないくらいあるわけですよ。だからそういうことによく学んで、早急に事業化を図っていく。ところが、こういう高い購入物件の利息は、大変な利息が毎年加算されてくる。こういうものについて見通しもない。見通しが無いと言うたらおかしいですが、8年以降にしか見通しが立っていない、こういうことですし、それから泉南中央公園用地、これなんかも具体的にまだ絵が出てこない。さらに、新樽線なんかについても小間切れでなかなか完成のめどが立っていないと。これはこの事業の性格上やむを得ないとは思いますが、余りにも膨大な事業でね。

しかし、こんな状態で債務負担行為で市の負担がどんどん買い取りの時点でふえてくる。これも目に見えない借金なんですよ。泉南市は247億のいわゆる起債発行による借金を抱えておりますけれど、それに加えてこの膨大な借金ですね。それも不良債権の買い取り、これによって生ずる大きな負担、これはやっぱり購入者に大変な負担をかぶせることになってきますよ。これに対して明確な見通しを持っていないでどうするのか。せめてこの8年向こう見通しが立たない用地については、いち早く牧野で枯渇している公園とか、こういうことに利用すべきではないかと、こういうように

思うんですが、そういう提案もなかなか具体に出てこないと、こういうことでは非常に困ったもんだというふうに思うんですが、その辺の——これは市長の提案ですから、ここへは。あなたが先ほどからいろいろ答弁をやっておりますが、開発公社の中の評議員会ではあなたは説明しはった。しかし、これは改めてそれを受けておたくら理事会で論議をされて、理事が結論を出されて市に送って、市がこれを出してこられてるわけですから、その辺市長としてこのあたりの具体的な方針について、もうちょっと明確にお示しをいただかないと、ただ数字的なやつだけが出てきてるということでは非常にぐあい悪い。これだけ目減りして、不良債権化している債権をどうするのか。そのことについてお示しをいただきたい。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この公社のあり方につきましては、先ほど議員御指摘のように、列島改造ブームの72年に施行されました公有地拡大法で各地に誕生してきておりました土地開発公社でございます、四半世紀を経まして、現在の経済状況の中でそのあり方が全国的に問われているところでございます。

そういう中で本市におきましても、理事会等におきまして長期保有地等の有効活用とかいうことにつきまして、基本的な方針なりを定めまして論議を検討しているところでございますが、今後ともこのあり方につきましては、今の状況を含めまして鋭意努力して検討してまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） そんないつも言うてるような一般的なことで——私は具体的に数字を挙げて目減り状況なんかについても、山積する利息の問題についても、数字は出ませんけれども、大方2億700万のうちの中に占める圧倒的な割合がこの3つだと。とりわけこの和泉砂川駅前の再開発用地の占める割合が大きいと、こういうことについては納得していただけるだろうというふうに思います。

そういうことで、これについて、この7月15日に発表された——発表はもっと後でしたけれども、15日締め地価公示価格でも住宅用地は1.2%、全国ですが、減ってますでしょう。商業地はもっと低いでしょう。一体この泉南地域でどういう数字が出てるんですか。その分だけでも実損

じゃないですか。法人に大きな負担をおっかぶせることになるんじゃないですか。どんどん土地に対する神話は崩れて、右肩下がりの下降線をたどってる。こういう状況の中で、本当にこれについての施策ですね。だから、ほんとにこれにかかわっての具体的な処理施策を考えていかないと、新しいこれから離れたような施策というのは、凍結もしくは戒めをする、厳しく規制をすると、こういうこと以外に、本当にこの数字からすればないんじゃないですか。

だから、具体的に行政改革の中で新しい施策については、計画は立ってるけれども、構想は立ってるけれども、この部分はこういうふうに凍結していくんだと。債務がどんどんふえていく、債権の価値がどんどん減っていく、こういうものについてはこういうように処理していくんだと、こういうやつも同時に行政改革の柱として出していただかなければ、市民に対して全く不親切な、財政の一部だけを示した、そういうことになりはしないか、こういうように思うんですよ。情報については全面的に——今年度中には新しい情報公開をやるというわけでしょう。全面的に情報が市民に開陳できるようにすべきじゃないですか。そんな抽象的なことを言うってどないするんや。この駅前だけでも、もうちょっとはっきりさしなさいよ。どないするんや。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 土地開発公社保有地の利用については、非常に大きな課題というふうに受けとめております。

その中で特に御指摘ありました大きな3つ、信達樽井線は事業中、認可をいただいてやっておりますので、若干時間がかかりますが、これは動いておりますので御理解いただくとして、あと中央公園については、第1期、第2期として分けた計画そのものはつくっております。ただ、まだ認可までいただいておりますので、総福の部分は公園から除外して一部変えましたという部分でございますので、できるだけ早期に、これはもう目的がはっきりいたしておりますので、中央公園としての整備を急ぐようにいたしたいと。

それから、11番の砂川駅前周辺につきましては、今回の中では一部旧駅の貨物用地については駅前広場として利用いたしますけども、代替地用地もしくは駅へ通ずる道路用地、予定地も一部ここに入っていようかとい

うふうに思いますが、これらについては、1つは今回ヒアリングといたしま
すか、アンケートをやりましたので、転出希望者——アンケートの段階で
すから確定できませんが、大体把握できたというふうに思っております。

したがって、そういう方々が今我々の方で持っている土地を希望される
のか否かというのを追跡したいというように思います。もしあれば、その
部分は当然確保しますが、それ以外については、処分もしくは場合によっ
ては駐車場とか駐輪場、それと細かい部分も若干ございますので、それら
についてはポケットパークとして整備できるように分類をしていきたいと
いうふうに思います。今ポケットパークも各地でやっておりますが、もと
もと道路用地の残、いわゆる普通財産として残っておるところを活用して
やっておりますが、今後は非常に利用のしにくいこの公社で持ってる部分
もございますので、それらについても活用するように、できれば土地も含
めての処理をした上で、ポケットパークとして活用できるようにしてい
きたいというふうに思っております。

それから、19、20、21については、19はもともと持ち家制度用
地でスタートしておりますので、先ほど島原議員さんからも御指摘ござい
ましたように、住宅用地として位置づけをいたしているところでございま
す。

それから、21につきましては、現在公害調停和解の条件工事、排水等
の工事をやっておりますので、これにめどがつけば、これは再開するつも
りはございませんので、地域と十分話し合って、地域の皆さんに御利用い
ただけるような施設に位置づけをしていきたいと、このように考えており
ます。

議長（巴里英一君） 和気君、報告案件でございますので。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 最後にします。

和泉砂川駅前再開発、今具体的に代替用地等の当てにもしていけるん
ではないかというふうな見通しなんかも言われたんですが、果たしてケー
ス5がうまくいくかどうかということについては、非常に不安なんですよ。

例えば東京、関東周辺では、マンションの売れ行きが採算のとれる70
を割れたと、いわゆる分譲パーセントがね。関西はそれ以上に悪い、こう

いうふうな数字も具体に出ているわけですね。特に住宅の問題は、マンションに象徴的に今特にあらわれていると、分譲マンションですね。そういうことなんかも実際出ているわけで、そういうことなんかもひとつ含めて、本当に慎重な対応をしていくということが大切だろうというように思います。

10月に何か財政アセスをこれから介護保険等の財源見通しなんかも含めてやられるということではありますが、そのときにやはり先ほど申し上げましたように、情報を市民に全面的に開陳するという立場から、この公社が抱える先行借金、先行債務、これについての中身も、そしてその処理も含めて情報公開をしていただけるようお願いをしておきたいと思うんですが、この点については市長からもう一度お願いをしたいというように思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公社、協会、別組織ではありますが、債務保証をしていますから、それらの観点からも記述するようにいたしたいというように思います。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 和気議員、小山議員がおっしゃられたので、二、三の点だけ質問させていただきたいんですけども、俵池公園用地は平成3年取得で利子も相当な額に上っております。例えば都市計画法で緑地なり公園というふうな基準もありますし、それぞれの用途というのはいろいろあると思うんですけども——用途に応じた面積のとり方とかですね。

ただ、牧野公園を今度されるというふうなことも伺っておるわけですが、それはまた市債を発行してやるわけですから、例えばこういう俵池公園の整備を優先して、そっちに予算を計上すべきじゃないのかと。それをあえてこれを放置して、例えば同じ信達区域内で牧野公園を計画するというのはどういうことなのか、若干お聞きしたい。

それと、鳴滝第一保育所用地ですね。これの取得の意味はどういうことなのかなと、その点お聞きしたいと思います。

申し上げましたように、フリーター、主任とか管理職が1保育所に5人ぐらいおりますので、できたら統廃合、再編も含めていろいろな問題があると思うんですけども、それとの関係も含めて2点だけ答弁していただき

たいと思います。

議長（巴里英一君） 開発公社の案件に限ってますので、それ以外の関係になりますと課が違ってきますので、若干その点も理事者側の答弁に御理解願いたいと思います。

それでは、理事者の答弁を求めます。前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 御質問の第1点目の俵池公園用地の件ですけれども、この用地については平成3年度に用地買収を行いました。現在では供用の開始を行っております。ただし、市の財源が厳しい中で、まだ引き取りはいただけていないというのが俵池公園用地の内容でございます。

そして、2点目の鳴滝第一保育所用地の取得の意味ですけれども、この用地につきましても、当時非常に何というんですか、児童・生徒あるいは園児の皆様方が、子供が非常に多かった時期ですので、将来を見越して第一保育所を拡張するというので、その趣旨のもとに用地取得を行いました。その間第二保育所とかそういった保育所ができましたので、この用地については拡張せずに更地のまま今日に至っているというのが実体でございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それから、俵池公園と牧野公園ということですが、俵池公園は御承知のように近隣公園ということになっております。それから、牧野公園は今回計画をするわけなんです。昔で言う児童公園、今は名前が変わって街区公園と言っておりますが、誘致距離が250メートル、要するに非常に狭い地域の誘致距離を対象とした公園ということでございます。

ちなみに申し上げますと、都市計画で現在定めております公園については、中央公園はまだ未着手でございますが、その他についてはすべて完成をいたしております。要するに都市計画決定としてのストックがないということでございます。

したがって、今回街区公園として計画決定をしようというものでございますので、俵池公園とは公園の性格、規模、内容が違うということでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、私も前提として、多様な用途がいろいろあるんで、その用途についての説明はいただきたいということです。ただ、俵池公園はもう供用しているの市が買収してないということなんですね。今後どうするかというのは、答弁いただければいいですし、いただければそれで結構です。

鳴滝第一保育所について、結局、用途は今はないんですね、そうしたら。公社なり協会なりが買うときに、用途明示して買わなきゃならないわけですね、無目的には買収はできないわけですから。今の発言だと、そしたらなぜ買われたのか、買収したのかということが不明なんですけど、その点だけでもう一度説明いただきたい。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 公社が協会の用地を買収する際、公共用地という名前で買収するか、それとも古い事業名で買収するかということでかなり議論をした結果、新しい事業名称を用いるにはちょっと時間的な余裕がないということで、基本的に公共事業用地として買収をしたいということで、私ども事務局としては提案させていただいたんですけども、あくまでも事業を認定するのは非常に重要な内容ですので、時間的な余裕がないということで、古い名称のまま鳴滝第一保育所用地という名前で買収をさせていただきました。ただ、事業の中でプール用地としての計画もあるというふうに私はお伺いしたことがございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今の答弁のままではちょっとどうかなと思いますので、もう少し明確な答弁をいただきたいんですけども。

それと、供用開始された最初のことに関しても、一応市が供用開始しているのに公社からの引き取りがないというのは、これは法的に合法的なものなのでしょうか。ちょっとそれだけ明快に説明してください。

議長（巴里英一君） 前田土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 公社が保有している用地に既に事業を完遂して引き取りをしていただけてないというケースは、本市のみならず近隣市町村においても多々見受けられますが、そういった場合、基本

的には事業開始すると同時に引き取っていただくというのが基本ですが、そういった例もまれというんですか、ございます。そして、法的にそれではどうかということですが、違法性はないというふうに私も解釈いたしております。

以上です。

議長（巴里英一君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 北出議員の御質問に答えたいと思います。

まず、鳴滝第一保育所の用地でございますが、これにつきましては、当時、先ほど局長が申しあげましたように、保育児の増というのが見込まれておりました。その結果、隣接用地を先行取得したものでございますが、児童の推計が変わってまいりまして、少子時代に突入したということで、鳴滝保育所用地については必要がないというような形で現在推移しております。

その買収用地につきましては、先ほども御説明いたしましたように、種々の検討を加えながら用地をどのようにするかということの検討に入っておるとというのが現状でございますので、御理解を賜りたいと、このように考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第10、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

竹中 昭氏は平成10年10月8日をもちまして任期満了となりますが、同氏を泉南市固定資産評価審査委員会委員として最適者と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を賜りたく、提案するものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、議案書3

3 ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第11、議案第2号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

西澤 進氏は平成10年11月30日をもちまして任期満了となりますが、同氏を泉南市固定資産評価審査委員会の委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を賜りたく、提案するものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、議案書37ページにお示ししているとおりでございます。

なお、西澤氏につきましては、記載の経歴のほか、現在JA泉南市理事を務めておられますが、平成9年に新たに理事に就任されたものでありまして、今般の一連の農協をめぐる事案とは直接関連を持たないものと判断をいたしてるところでございます。また、その職は地方税法第426条に定めます固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項には該当しないものでございますので、そのことを申し添えたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさしていただきます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——林君。

22番（林 治君） ちょっと市長の方から経歴についての補足で言われた分があるんですが、そのほかにはないんですね。もう1つは、今適格云々ということを言われたんで、ちょっとそここのところが早口に言われると、突然第何条とかいろいろ言われると、私はちょっと地方税法を含めて開きたいと思いますので、ゆっくりわかるように言っていただけますか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 地方税法第426条でございますが、ここに固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項ということで書かれております。短い文章でございますから読まさせていただきますと、「左の各号の一に該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者 二 固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者 三 前号に規定する者を除く外、禁こ以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行をうけることがなくなつてから、2年を経過しない者 四 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者」。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） いえ、その範囲であればどなたでもいいということになるんでしょう。恐らくそうだと思うんですが、今や全国的に有名になったJA泉南市ですが、今毎日いろんなことが報道されてますね。きょうも組合長の辞任と新組合長の選任が決められたと。今いろんな事件の渦中にあるんですね、実際上ね。今市長は今の事件に関係がないというふうに言われたんですか。ちょっとその点もう一度確認をしたいんです。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 申し上げましたのは、JA泉南市の理事を務めておられますが、平成9年に新たに理事に就任されたものでございまして、今般の一連の農協をめぐる事案とは直接関連を持たないものと判断したところ

でございます、ということをお願いしたわけでありませう。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 今の事案に直接関係を持たない者だと市長が判断をしたわけですか。これは、そういうふうに市長が公的な席上でそう言い切っていていいんでしょうかね。西澤さんがという意味ではないですよ、実際問題として。新理事だから関係がないというふうにね。ちょっと注意して言ってもらわんと、今これ捜査している最中でしょう。これは地検特捜部が捜査してるんですよ。

率直に言って、私もちょっと電話でですが、お聞きしてみましたよ。平成9年の5月23日ですかね、総会が開かれたのは。で、新しい理事が選ばれたと。それから以後、以前、いろいろありますが、以後にも問題はないのかどうかというと、答えられないということですよ、今は。その意味はわかりません。そう言うてますよ。だから、私はわからないんですよ。市長というのは地検特捜部も裁判所も含めて、さらにその上におられるというわけですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 申し上げたのは、そういうことまで言ってることではなくて、今般の一連の農協をめぐる事案とは、昨年5月に理事に就任されてるということでございますので、直接関連を持たないのではないかとということで、私どもは上程の判断をさしていただいたわけでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 新聞報道によると、平成9年度には何もそういう事案が発生してないですか。これはまだいろいろ新聞報道でしか我々わかりませんからね。

だから、私はこの人をどうかというんじゃないけれど、理事会として、例えばよく議論ができずに理事会としてそのことを承認してしまってるということが起こったりしていると、これもやっぱり問題になりますね。しかも、泉南市の固定資産評価委員でしょう。これは大事な問題でしょう。個人の秘密にもかかわるいろんな個々のことについて、直接それを当局から聞いてとか、いろいろ直接訴えられたことも含めて審査する方でしょう。そういう特別な役割ですね、これは。我々でも知り得ないことも知る、いろいろ含めてやる役割があるわけでしょう。

だから、私は先ほど最初市長が言われた地方税法426条のいわゆる欠格条項というのは、これはまさに欠格条項という分であって、我々としてはやっぱり市長がここに提案されているのは、欠格条項がないから選んでるというんじゃないでしょう。最適者としてここに再任をしたいということでしょう。

だから、私どもも審議するには、今泉南市のそういう問題を扱うのに渦中にある理事の方で、私はこの人が悪いとか悪くないかという問題やなしに、今理事会のそういうことにかかわってるから、それはそれなりに慎重に対応しないと、ここへ突然市長が、いや心配ありません、426条の欠格条項にはかかわりませんと言われて、そういうことで出してくるものではないんじゃないかなと。こういう問題が起こったときにはだめなんですよというのがこれだと、私は思うんですよ。これにかかってないから、そんなもん心配ありませんというような言い方で、僕は出してくるものではない。もっとこういう市の公的な役職については、市長がここに書いているように最適者として出すわけですから、あ、本当だなというふうに安心して我々が同意できる内容として出していただかないと困ると思うんですよ。

ところが、あなたは平成9年の5月ですね、たしかJAの方で改選があって新たに選ばれた方、だから新たに選ばれてそれから以後問題がなければいいんですよ、理事会の何らかに協議によって。もしかそれが理事会に何らかのそういう今のことにかかわるようなことが、議論があったかないかは別として、そこで承認されたような形で出てくれば、これはやっぱり問題になってきますよ。

余りにも市の公的な役職として大事な問題ですから、そういうことについて私は、市長はどう思うのか。これは毎日いろいろ出てますからね。もう直近のことまで出てますよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 申し上げたのは、経歴として記載しておりますけれども、現在JA泉南市におきましていろんな問題が惹起しておりますから、そのことをつけ加えさしていただいて申し上げたところでございます。したがって、その内容で御審議をお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと市長、それはおかしいですよ。そんなもん、議会の招集はこの間でしょう、我々に対する招集は。去年きょうの議会を招集してるのと違いますよ。この議案送付してるのと違いますよ。ついこの間ですよ。もう事件が起こってるんですよ。その中でもあんた、ここへこの方についてはそういう経歴も抜けて出してきてるんですよ、これ。今あんた口頭で追加はしたけれど、載ってないんですよ。それを言うてる。私はそんな質問してませんよ、さっきから。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 経歴にどこまで書くかという議論はあろうかというふうに思いますが、今回御提案申し上げてるのは、そういう経歴を書かしていただいたわけでありませう。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そんな私は経歴の——私の質問してることは、それ以前の問題で話したんですが、あなたは1つも答えない。

その上に、あなたは私の質問に答えずにそのことを言われるから、私はこの中に、ついこの間招集したにもかかわらずその経歴が入ってないですよと今言うたんですよ。それは追加で言うたんですよ。

だから、どれを書くかどうかとか、そんなもん昭和46年から、そして平成元年にこの固定資産評価委員になったことについての経歴というのは、これは当然ですよ。この間にも理事になられてるわけですから、当然出てきて当たり前なんですよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） JA泉南市の理事を経歴に書くかどうかということは、その主な経歴の中でそれがそれに該当するんかどうかというのは、見解が別れるというふうに思います。ただ、私つけ加えましたのは、現在そういうことになっておりますから、あえて申し上げたわけでありませう。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 書くか書かないかということを私余り議論してるんじゃないんですよ。そのことは、例えば燃糸業といういわゆる個人の仕事のことを書かれたり、高校を卒業されて農業に従事してるとか、そういう

ことを書かれて、公の仕事をしてることがあれば普通一般的に書くもんじゃないですよ。だから、あなたが書かなかったことについて、今追加で言われたけれども、私の質問はそういうことやなしに、平成9年5月から以降で理事会の中でこのことに関して、今起こってることとの事案で、あなたは市長の判断でそういうことに関係ありませんというふうに言われたから、そういう判断を示されたから、今争って、今捜査している最中の、まだやってる最中のことについて、去年の5月以降は一切関係ないと言われたけれども、僕はそれを言い切るのは、非常になかなか大胆で結構ですけども、市長として言うべきことと違うと私は思ってるんですよ。第一、理事会は毎月どのぐらい——去年の5月からやってるか、そしたらそれから言うてください。一遍そこから聞くわ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは農協の内部の問題でありますから、私どもは承知をいたしております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そうですね。理事会でどんな議論があったことも承知してない者を、そういうことはありませんというふうに言い切ったんですよ、あなたは。その関係はどうなんですか。JAの理事会のことをわからん人が、何で何も無いということをごここで言い切れるんですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申し上げましたように、平成9年に新たに理事に就任されたものでございまして、今般の一連の農協をめぐる事案とは直接関連を持たないものと判断をしているということを申し上げたわけなんではございますが、そこで今回の上程しております固定資産評価審査委員会につきましては、先ほども申し上げましたように一定の法的な制限もございまして、それには仮に農協の理事ということであっても該当をしないということをご申し上げたわけでありまして。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 市長、あなたがここへ提案してるのは、最適任者として提案してるんですよ。欠格条項に触れてないから提案してるのと違うんですよ。欠格条項にないから今言うたような言い方でしてたら、そういう意味では失礼なんですよ、ある意味では。

それから、あなたのもう1つの言い分は、去年の5月から以降の新理事だから関係がないというふうに判断してるんですけど。何でそんなふうな判断をここでできるんですかと。それやったら、理事会のいろいろ議論したことが全部わかってるんですかと聞いてるんですよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が最適任者として上程をさせていただいておりますから、御審議をお願いいたします。

〔林 治君「質問に答えてくれなあかん。そんなこと質問してないやないか。そんな質問してないですよ。ちょっとぐあい悪いですよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） いいですか。

〔林 治君「いやいや、質問に答えてくれてない」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 市長の答弁は、直接そういう関係を懸念して提案したものではないというふうに議長としてとらえておりますけれども、現行の答弁で。議員の質問とは若干食い違いが見られると思いますが。

林君。

22番（林 治君） 市長は私の質問には、1つは426条の固定資産評価審査委員会の委員の欠格条項をずうっと読み上げて、これに当てはまると言ったらおかしいですけど、当てはまったらえらいことなんでね、禁治産者とかそういうことですから。だから大丈夫だというふうな議論で提案をするから、それと、もうこの事件については早くから出てきてるのに、なぜ載せてないんだと言え、いや、それは載せるか載せないかは自分の判断だという意味のことでしょう。公のもの——そしたら経歴の中身を見れば、むしろ公のものは載せるべきなんでね、より理解を深めるために。

それから、私はもう1つは、そういうことと同時に、去年の5月に出た新理事だから今の一連の事件とは関係ないものと判断されると言われるから、そういう判断は、これはおかしいですよと。市長たる者が本会議場の席上で、今現在進行中で捜査しているものをそういうふうに言い切るといふことは大変なことですよと。予断と偏見をある意味では与えることにもなるかもわからないし、間違っただけを判断してるかもわからんのですよ、これ。これから捜査が——これはもう具体的に捜査をやってるわけですから、これからそれが裁判所へ出されて起訴されてやるというのは、もうこれは

今の新聞記事の経過からいえば当然でしょう。そのときに、今の現在の理事会の皆さんの中でも、このことが今問題になってる方があるわけですから、そういう中では私はそんなふうだけに一方的におっしゃるのはおかしいんじゃないんですかと、そう言うてるんですよ。

だから、ちょっと余りにも何か早とちりで欠格条項を出してきたり、それはおかしいですよ。とって理解できへんですよ、市長の提案は、それでは。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと硬直状況なんで、もう一度整理されるということでは、暫時休憩されたいかと思うんですけども。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、御本人の人権の問題にもかかわるわけでありまして、私はそういうことがないということでは信じさせてもらって御提案を申し上げておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） 質疑の途中ですが、速記の関係もございまして、4時まで休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後4時45分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時46分 休憩

午後7時46分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。長時間皆さん方に大変御迷惑をおかけしております。質疑を続行いたします。

林君。

22番（林 治君） 議長ね、先ほどの質問にはまだ答えてもらってないんですよ。途中で休憩されたんで、理事者の方の答弁から始めていただけたらなど、こう思います。

議長（巴里英一君） 再度、林議員から質疑の中で答弁に立つまでに、時間的な問題がありまして休憩に入りました。なんでしたら林議員、もう一度質問願ったら。林議員。

22番(林 治君) 市長は先ほど、とにかく私の推薦やからよろしくお願ひしますと言うたんです。私はそんなこと質問してなかったんですよ。だから言うてるんですよ。それで議長が休憩になったから、私はそうではないですよと、先に答弁することあるでしょうということです。

それで、そういうふうに言われるんなら、今市長は、新理事だから問題がないというふうに判断すると言うから、それは今地検特捜部が必死になって捜査して、これから——これからですよ。地検特捜部がやってて起訴しないということはありませんし、もう具体的にいろんなことが出てるわけですし、この件については、3年ほど前に既にある方がやっぱり迂回融資のことで裁判にもかけられて、1つ解決してる問題もあるんですよ。そういうことも含めていろいろあって、今この問題になってきてるんですよ。迂回融資やとかそういうことは、これ自身が法律違反ですから、このことではいろいろ問題が起こってくる。仮にこの後始末のことも含めて考えるなら、問題あるんですよ。

だから、市長は新理事だから問題ないというふうに今もまだ思っておるのか。そういうふうにするんなら、私は今年の5月の総会以後の理事会の1つ1つについて、あなたは知ってるのかということ聞いたんですよ。そうでしょう。ところが、あなたはわからないと、介入することと違うと。私も当然やと思いますよ。そしたら、わからないものをなぜ正しいというふうに、あなたは地検特捜部や何かで今起こってる問題を、あなたはここで判断として示すのか。そのあなたの考え方が私はわからないから質問してるんですよ。そのことをまず答弁してくださいよ。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほど来からお答え申し上げますように、平成9年に新しく理事に就任されておられます。このことについては、そのとおりだというふうに思います。

今回の議案につきましては、先ほども申し上げましたように、JA泉南市の理事ということにつきまして我々も承知はしておりますけれども、今回そのことはそのこととして、私の方で上程をさせていただいてるわけでございます。

おっしゃられたように、もちろんまだ捜査中ということですから全容はわかりませんが、比較的新しく理事になっておられるという点も踏

まえまして、私は今回の議案について上程をするということについては、一定の私自身として判断をさしていただいた上で上程をさしていただいている次第でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） その一定の判断が先ほどからいろいろ示されて、そのことが問題だと私は指摘してるんですよ。そのことに答えていただかないと、そんな答弁では、先ほどからの質疑をあなたは何回も同じことを繰り返して、それで済まそうとしてるわけですよ。私、余り同じことばかりで質疑はできるだけ避けたいと思います。避けたいと思いますから言わざるを得なくなるんです、いろいろと。

これはちょっとコピーですから黒くなってますけども、こういう色のものじゃないんですけども、これは写しですけども、第32回通常総会資料です。9年度の業務報告書、これは平成9年の4月1日から10年の3月31日までの分です。そして、平成10年度の事業計画書も含めてここへ提案された。この間、5月22日の通常総会で出された資料です。

このときの中身とその議論があるんですが、私は一応名前は控えますが、そのときの総会の席上で、例えばここには66億7,000万の不良債権があるということが書いてあるんですよ。151億の貸し出しのうち67億、しかも実際は94億あると。これは66億7,000万としか書いてないんですが、新聞紙上では全部94億あると書いてるんですよ。しかも、未収の利息が10億円あるということが、そのことがある地区の集会で事前の説明会で言われながら、そのことがここに載ってないんです。だから、今そういうことも含めて、これは粉飾決算だというふうに言われてるんです。そして、これは今現行の新理事も含めた中で決められてるんですよ。そこからいろんな問題も起こってるんです。

それと同時に、私自身この間、たしか16日だったと思うんです。残念なことに、こんなことを重ねてきたためにいわゆるリストラをせないかんということで、樽井支所と信達支所と鳴滝支所と3つの支所をつぶしてしまうというんですよ。そこで、私はその樽井支所に対する関係者への説明会に出席しました。私はその席上でも言ってきたことなんですが、少なくとも今の現在の理事の方は大きな責任もありますよと、この大変な負債を起こしたことについてのその責任をそれならきちっと取る必要があります

よと。この負債をつくり出したことへの責任への追及をきちっとやらないかん。今地検特捜部がいろいろやってるけども、理事会としてもそのことをやる必要がありますよと。

例えば、これまでの理事の人たちがあるでしょう。それから公職にある者やとか、こういう人たちの、もしか不良債権を持ってる人があれば、これはきちっと告発もする、そして不良債権をなくしていく、そういう責任もあるんですよと、これからの責任の問題としては。そういうこともありますよと、ちゃんとそれをやれますかと、またやりなさいよということも言うてきました。

それで、大変な事態なんですよ、このJA泉南市が今のような事態になってることについては。その責任を問わないというわけにはいきませんからね、新理事も含めてその責任はあると。だから、去年の5月以来大阪府から勧告もやられてます。ようやく今年の3月に一定のものが出ましたけれども、しかしそれもまだ今具体化されずにおるんですよ、今日でも。その話も全部聞いてきました。

だから、あなたが新理事だから問題がないというふうにだけ単純に言われることについては、私はまだわからないと思ってるんですよ、その責任については。いろんな疑問があるんですよ、まだまだ。まだ私、こういう席上ですから言うてない問題もありますけども、それをあなたのもう問題はないという判断を、そういうふうに言われるということについては、私は絶対理解できないですよ。問題ないというふうに言われるあなたの、理事会にどんな問題が出てるかということも含めて、もう一度言うてください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） JAのことはJAで解決をしていただかなければいけない問題だというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） JAのことはJAで解決してもらわなあかん、それは当たり前のことじゃないですか。そうでしょう。

しかし、今そのJAで問題が起こって、もう新聞紙上を見たら大変ですよ。あんたはどう思ってるか知らんけども、毎日のように、きょうも載ってるんですよ。和歌山の市長が写真入りで載りもしたし、いろいろ今起こ

ってるんですよ。いろんな問題を起こしてきてんねん、これ。泉南でもあの黒い魔の手が伸びたことは、あなた自身が私の質問に答えたでしょう、現に。そうじゃないですか。岬町もそうですけども、泉南市でも現実にそんな話に来てたじゃないですか。そうでしょう。そんなもん、あちこちでそんなことを起こしてるんですから、泉南市だってどないされるやわかれへんかったんですよ。現にこの辻野源治容疑者は、昭和50年、51年には事件を起こして、泉南の議会でもこのことについて問題になって、あなたも知ってるはずですよ、当時もうおったんやから。そういう人とあなた会うて、その話であれでしょう、関係部長も市長室へ呼んで話したんですよ。

だから、そういうことがあったこのJAの問題で、これからもまだ何が出てくるかわからんし、捜査がどこまで及ぶかわからんし、裁判所がどういう判断をするかわからない、そのJAの問題であんたが問題ないという判断をされるということについては、それはもう私は絶対に、まずその言葉を撤回してもらわん限り納得できへんですよ。

議長（巴里英一君） 申し上げます。林議員の質問と市長の答弁とは平行線のようにずっと見受けられます。そのために議論はかみ合わないというふうに思いますので、その点御理解いただいて、最後の質問を願いたいというふうに思います。

林君。

22番（林 治君） そんなん議長ね、勝手にかみ合わないというふうに決めてしまいなさんな。何であなたがこのJA問題でそういう態度をするんですか。議論さしたらええやないか。勝手に並行さして答えないでおるんやないですか。そんなおかしいことありませんで、これ。何言うてますねん。

問題ないと言うから、地検特捜部が今捜査してる最中やないですか。そんなことをこの議場の席上で、本会議場で市長が、JA問題で問題ないというようなことを言うということ、そういうこと自身がおかしいじゃないですか。市長にそんなことを言う資格がありますか、この問題で。それで平行線、平行線と言われたら話にならんですよ。

だから、私は具体的にいろいろ挙げて、問題ないと言うた言葉について撤回しなさいと言うてるんですよ。何が平行線ですか。平行線違いますよ。

答弁してください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ここでJAのことを議論するということは、適当でないというふうに思います。私が提案しておりますのは、確かに現在JAの理事をされておられますが、固定資産評価審査委員として適任者であるという判断のもとに提案をさせていただいてるわけでありますから、その点を御理解いただいて御判断をいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） この席上でJAの問題を議論するのは不相当だと言うんでしょう。あなた自身が提案の中に抜けていたJAの理事だということは今口頭で報告して、そこから私は審議を始めたんですよ。

そして、私の言うてるのは、あなたが新理事は問題ないと私が判断すると言うから、それはおかしいと言うて議論してるんですよ。今JAの決算の中身について——まだほかにもあるんですよ、意見は、この決算の中身については。そんなことを今議論してるんじゃないですよ、ひとつも。私してませんよ。あなたが問題ないと言うから、そんなことありませんよと言うてるだけの話ですよ。

だから、1つは問題ないと言うたことについて撤回しなさいと言うんですよ、私はそういうJAの問題をここで議論しようと思うてないから。そうでしょう。こんな問題があるのに、新理事は問題ないというふうにあなたが決めてかかるから問題だと言ってるんですよ。まず撤回しなさいよ、そしたら。私が何かやってるように思ったらあきませんよ。あなたがその問題を提起してきたんですよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あえて申し上げたのは、経歴の中にそれを書いておりませんでしたし、それから最近いろいろ今捜査も入ってるという中でありますから、提案のときに理事さんでもありますということを申し添えますということを申し上げたわけであります。

それから、平成9年になられておられますけれども、今の農協の事案ということについては直接関連を持たないのではないかとということで、私としてはそういう判断をして、今回の固定資産評価審査委員会委員として適任者として上程をさせていただいております。

議長（巴里英一君） 林君。

〔「議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 議論を聞いておりますと、かなり質問回数もしておりますし、確かにかみ合わないという面もうかがえますが、それはやっぱり採決、判断の中でしていくべき問題だろうと思います。100%答えないから答えるまでと言っても、何回も質問しておっても同じ答弁でもありますし、やはりこれは一定議長も一回で切ると言ったんだから、それはある意味で守って議長も進行してもらわないと、一回で終わると言ってまた許すとどんどん延びていくので、私はやはり一定質疑の中では限界があるから採決できちっと判断をしていくべき議会の問題だと思えますね。一定の時間もありますし、出されております議案をきょう12時までに審議しないといけない責任もあるわけですから、その辺も含めて、質問者もやはりその辺は質問の仕方もひとつあるわけですので、やはりきちっとけじめをつけて終わっていただきたいと、私はそう思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 大事な問題ですからね、やっぱりいろいろ議論があるのは当然で、結局市長は先ほど言った新理事だから問題はないと判断するというお話ですから、私はそれでは、それならということで議論してきたことですよ。問題が平行線だとかいうんじゃないんです。今もまたそういうふうに今度は言い直して、やっぱり新理事だから問題はないということでしょう。

市長はそのことについて、じゃそう言うなら、ちゃんと証明せないかんですよ、問題ないという判断をしてるといふんなら。私はそのことについて、具体的にそれから以後の理事会の内容をわかってるんかと言うて聞いたんですよ。現に決算書も出てますよと言うたんですよ、そういう。この決算書は関係あるんですよ。新理事は何もしてないんと違うんですよ。やってるんですよ、具体的にいろいろと。責任があるんですよ。粉飾決算とも言われてるし、それで問題ないと。何でも問題ない、しかもJAのことだということですね。それはおかしいです。

それと、最初に適格条項、いわゆる欠落条項ですね。それで問題ないというふうに言われましたけども、提案者としてはそんなことは言うべきこ

とじゃないですよ。私はそれも言いましたよ。それについても撤回もないですよ。新理事だから問題ないということについては、そういう判断は、あなたは撤回しないと言うんですか。そうだったらそれでそう答えなさい。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 平成9年に理事になっておられるということは事実でございます。今回上程いたしております固定資産評価審査委員会委員として、この方は不適格とは思っておりません。したがって、今回そのことを承知の上で上程をさしていただいているわけですから、よろしく願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） 林君。もうこれを最後にしてください。

22番（林 治君） 結局、撤回しないということですね。そやけど、先ほど新理事は問題ないと判断すると言うたことについては、私は市長としてはそんなことをここで言うべきことと違うと思いますよ、今やってる最中ですから。今地検特捜部が捜査してる最中ですから、それを泉南市長たる者が本会議場で問題がないというふうに言うのは、これは私は大変なことだと思いますよ。そんなことでは承知できません。私はあくまでその撤回を要求したい。答弁してください。

議長（巴里英一君） 以上で林君の質疑を打ち切ります。

小山君。

2番（小山広明君） この提案の中身については前の議員の方も十分議論されたので、ダブらない感じでいきたいと思うんですが、市長がこの方を提案するに当たって、今回の農協の事件には関係がないのではないかという、そういう1つの見解を述べられたわけなんですけど、新聞にも粉飾決算の問題がございまして、1994年度以降3年にわたりということですから、平成でいいますと9年度まで粉飾決算をしておったということが言われとるんですが、この方が9年に理事になったということですから、この記事と考えますと、この粉飾決算のときに理事であったのではないかなと、私はそう思います。

もう1つは、この農協の問題は、なぜ理事が貸し出すときにきちっとしなかったのかという、そういう世論というのはあると思うんですね。それは新理事だから関係ないんだと言われても、やはり農協の理事というものについては大きな批判があると、私は思うんですね。

そのときに、こういう機会に一番大事な固定資産——税というのは大変大事ですから議会の議決事項と思うんですけども、そういうときに、行政がそういう理事のあり方が問題だと言われておるときに、そういう理事を行政の重要な委員に推薦というんか、選任をして議会で議決をもらうというのは、私は市民は理解できないのではないかなと、そう思うんですが、そういう点で市長はやはり十分そういうことも配慮して出されたのかどうかですね。

そこの2点だけお聞きをしておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 新聞報道を先ほど言われましたけれども、3年間ですか、ということだと——新聞報道ではですね。これは真偽のほどはまだわかりませんが……。8年度までになりませんか。ちょっと申しわけないですが……。〈小山広明君「新聞では3年間と書いてあるから、9年度……」と呼ぶ〉

それから、2点目なんですけれども、この方につきましては平成元年から固定資産評価審査委員会委員として活動をしていただいているわけでございますけれども、その間非常に熱意を持って職務に当たっていただいておりますし、私も非常に信頼をしている方でございますから、今の御指摘ありましたJAをめぐる問題というのがあるというのは承知はしておりますけれども、それよりも今までの実績、経験を踏まえて継続してやっていただくということがいいのではないのかという判断をいたしたところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 新聞では94年から以降3年にわたりというように粉飾決算がなされたと報道されとるんで、ちょうどこの方が9年に新しい理事になられたということですから、恐らくこの9年度の予算執行というんですか、事業執行の中で重要な位置を占められたと思うんですね。これで、市長は新理事だからこの問題には直接はかかわってないんじゃないかということを言われたんで、ちょっとその説明では私は納得できないわけですね。

それともう1つ、やはり農協の理事のあり方というのは、農協問題では一番大きな争点になっておるわけですし、現実には農協がつぶれるという状

況にあるわけですから、やっぱり理事に対する批判、どういうことをやっておったのかという批判は、これは明確にあるわけですから、そういうときに元年から市の固定資産委員をやって熱心で信頼できる人だといっても、それはやはり結果責任ですから、確かに僕はいい人だとは思いますが、農協の方は月2万円で理事をされとるということですから、ほとんど報酬を求めずにやっておられたと思うんですね。

そういう点では、悪いからやったというよりも、やはりそういう1つの地域共同社会の中で地域から代表みたいな形で出てやっておられたことが、結果的こういう大きな問題を起こしておるわけですから、これはやはり社会的には一定の批判またはそういう責任を受けないかん立場だと思うんですね。

そういう点では、この時期に再任という形で出してくることは、私は軽率ではないかなと。この方の人物がどうというんじゃないんですけどね。そういう農協の理事という、そういうことに対する批判からいえば、私は出してくるべきではなかったのではないかなと。今回もこういう形で大変この問題で時間がかかっておりますし、先ほども早く開いていただきたいということで市長部局の方に行ってきたわけなんですけどね。やはりこの問題、そういうことがみんな議員の中にも疑義としてあると思うんですね。今ここで我々が認めたら、農協問題についての批判が一体行政、議会はどういうようにこの問題を認識しとるのかということにもつながるわけですから、やはりこの議案については、我々議会の方からもある議員というんか、議員の何人かが取り下げられないかというアクションも起こしたと思うんですけども、そういう点も含めて、市長は今の状態の中で改めて市長自身から、この問題は取り下げるといような意思がないかどうか、その点を最後に聞いておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども御答弁申し上げましたけども、この西澤 進氏は平成元年からこの職に就任をしていただいてまして、その間非常に御熱心に、しかも熱意を持って業務に当たっておられますし、私も非常に信頼をしている方でございますから、私としては最適任者として上程をさしていただいておりますので、先ほど言われましたように、取り下げるとかいう考えはございません。よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 議案第2号に反対の立場で討論をさせていただきます。

今、議会の中でも議論がありましたように、今農協のあり方が社会的にも世間的にも大きく問われておる、その大きなポイントは、やはり理事のあり方であると思います。なぜあれだけ多くの理事がおって返済不可能な貸し出しを行ったのか、なぜチェックできなかったのかということが社会的にも大きく問われておると思います。また、理事の中にそのお金を借りた方がおるということの中で、理事同士のチェック体制、チェックができなかったのかという、そういうことも世間的には大きな問題意識としてあると思います。

そういう中で、税の固定資産評価審査委員の選任に当たって、今提案されている方を再任として議会にかけてきたことは、今の社会の批判、社会の問題意識からいえば、私は大変ずれておると思うわけであります。一体社会がこの問題にどのように厳しく考えておるかということを考え合わせますと、新しい理事だからこの問題にはかかわりないのではないかというそのような説明では、とても市民は納得しないと思います。

そういう意味で、このような農協の理事のあり方そのことが問われておるときに、現在理事をされておる提案のこの方を議会として承認するわけには私はいかないと思うわけであります。

そのような意味からこの提案には反対をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議案第2号に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの発言者からもありましたように、農協問題、いまだかつてこれほど金銭にまつわって大きな問題を惹起した事件はないと思います。公正証書原本不実記載の問題、さらにその以前に既に明らかになっている迂回融資の問題を組み込み、さらに粉飾決算、またこれらを総括した背任罪の問題と、枚挙にいとまがないと言っていいほどの大変な問題を山積さした今回のJA泉南市のこの問題、これにかかわって今理事すべての責任が問

われています。直接の罪にかかわるかどうかは別にして、まさに社会的、道義的責任も含めて、これほど泉南 6 万 3, 0 0 0 市民の耳目と関心を集めている問題はありません。

それにかかわって、今回市長が口頭でも申し述べられましたように、まさに J A の理事として、本農協の問題の責任に当たらなければならない立場の方を提案をされたわけではありますが、この提案の根拠に平成 9 年に新理事になっているが、直接今の事案にかかわっていない、こういうふうに述べられています。しかし、その点でのやりとりについて、判断材料を示すべき提案者の立場にありながら、そのことについては一顧だに触れておられません。まさに提案の主体としての市長のあり方からいえば、大きく問題を残しているところであります。議論がかみ合わないどころか、真に提案者としての主体性を喪失したような中身のない提案、これで提案をしたとはまさに言いがたい問題であります。事は泉南の憲政史上重要なこの問題について、我々議員がどうチェック機関としての役割を果たすかどうか、これが問われている問題であります。

私は今起こっている事の重大さから、この問題については、J A にかかわる重大な問題という立場を抜きには考えられない、そういうことを明らかにして反対の討論といたします。

以上であります。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立少数であります。よって議案第 2 号は、同意しないことに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 8 時 2 4 分 休憩

午後 1 1 時 5 4 分 流会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

上 山 忠

大阪府泉南市議会議員

角 谷 英 男